

第5回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成23年6月10日（金）
午後1時30分から3時30分まで
場所：本庁舎 1階 E会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 委員長の選出

(2) 委員長の職務代理者の指名

(3) 報告

○ 返還事務の取組状況について

○ 督促・催告の実施とその後の状況について

(4) 意見聴取

○ 裁判手続着手の考え方について

○ 特別な事情による返還猶予に関する個別審査について

(5) その他

(添付資料)

- ・ 奨学金返還事務の取組状況（平成23年3月末日現在）（資料1）
- ・ 督促・催告の実施とその後の状況（資料2）
- ・ 裁判手続着手の考え方について（案）（資料3）
- ・ 特別な事情による返還猶予に関する個別審査について（事前審査案件）
（資料4）
- ・ 住民訴訟について（資料5）
- ・ 第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について
（資料6）
- ・ 第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録（資料7）

奨学金返還事務の取組状況（平成23年3月末日現在）

1 借受者別の返還に関する手続の状況

区分	借受者	①免除中	②猶予中	③返還	内訳		
					④返還済	⑤22年度未手続	
						滞納あり	滞納なし
人数	1,404人	1,131人	79人	194人	109人	64人	21人
構成比	(100.0%)	(80.5%)	(5.6%)	(13.9%)	(7.8%)	(4.6%)	(1.5%)
(内返還請求)	—	—	—	(100.0%)	(56.2%)	(33.0%)	(10.8%)

※ 返還済とは、平成21年度返還分（納入期間：H21.10.1～H22.9.30）までが完納のもの又は平成22年度返還分（納入期間：H22.10.1～H23.9.30）から返還を要するもので少なくとも平成23年3月末日現在に奨学金の一部又は全部を返還しているもの

※ 22年度未手続とは、平成21年度返還分が滞納又は平成22年度返還分が未手続のもの

○ 滞納あり64人の内訳

- ・ 返還見込み 9人
- ・ 免除・猶予等の相談中 3人
- ・ 所在不明 15人
- ・ その他 37人（うち おおむね拒否35人）

2 債権別の免除、猶予及び返還請求の状況

返還年度	要対応件数	猶予	免除	返還請求	収入	
					収入	未収入
19 ・ 20	2,053件 (100.0%)	117件 (5.7%)	1,796件 (87.5%)	140件 (6.8%) [100.0%]	48件 (2.3%) [34.3%]	92件 (4.5%) [65.7%]
	162,755千円	9,634千円	143,250千円	9,871千円	1,646千円	8,225千円
21	1,543件 (100.0%)	89件 (5.8%)	1,234件 (80.0%)	223件 (14.5%) [100.0%]	142件 (9.2%) [63.7%]	81件 (5.3%) [36.3%]
	119,660千円	5,113千円	94,208千円	20,339千円	13,820千円	6,519千円
22	1,629件 (100.0%)	61件 (3.7%)	1,344件 (82.5%)	224件 (13.8%) [100.0%]	27件 (1.7%) [12.1%]	197件 (12.1%) [87.9%]
	122,741千円	2,377千円	104,187千円	16,177千円	2,981千円	13,196千円

※ 高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ1件、平成19・20年度返還分はそれぞれ1件としてカウントしている。

※ 平成19・20年度分は、自立促進援助金制度の廃止に伴い借受者に返還を求めることとした平成15年度以前貸与分に限る。

※ 平成21年度分は、障害により返還残額の4分の3を免除し、4分の1を返還しているもの等の理由で、1件について一部免除・一部返還請求となっているものが3件あるため、猶予、免除及び返還請求の合計件数が要対応件数と一致しない。

※ 平成22年度分の免除及び猶予の件数と金額については、平成21年度にそれぞれ免除・

特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

報告 番号	特別な事情	考慮すべき背景	備考
1	A-1（検討期間不足： 説明時期）	a（行政不信等）	報告番号2と兄弟姉妹関係
2			報告番号1と兄弟姉妹関係
3		a（行政不信等） b（第三者情報）	報告番号4と兄弟姉妹関係
4			報告番号3と兄弟姉妹関係
5			報告番号6と兄弟姉妹関係
6			報告番号5と兄弟姉妹関係
7			
8			
9			
10	A-1（検討期間不足： 説明時期）	（その他）	報告番号11と兄弟姉妹関係
11			報告番号10と兄弟姉妹関係
12	A-2（検討期間不足： 家庭等の事情）		報告番号13と兄弟姉妹関係
13			報告番号12と兄弟姉妹関係
14	A-1（検討期間不足： 説明時期）	a（行政不信等）	
15			B（制度の不理解）

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 1, 2	
特別な事情 () A-1(検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年8月に連絡対象者と面談し、お詫びと制度変更の説明をしたところ、「納得できない。」「世帯主が亡くなり返済は到底できない。」「市職員にだまされた。」等、これまでの市行政に対する不満を言われ、具体的な話ができなかった。その後、<u>何度も連絡対象者宅に訪問等を続けるも、不在等により面談できない状況が続いた。</u></p> <p>平成23年1月に、再度制度の説明を聞きたいと連絡対象者から連絡があったので同月中に面談し、改めてお詫びのうえ具体的な説明を聞いていただいた結果、<u>制度変更について一定の理解をいただいた。</u></p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「京都市の説明に対し、また騙されているのではないか。」「<u>(騙されることが嫌で)理解しようという気持ちになれなかった。</u>」とのことであった。</p>	

※ 報告番号1の借受者及び報告番号2の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 3, 4	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月から<u>何度も保証人宅を訪問するも不在であったが</u>，12月に保証人と初めて面談したところ，「年内は忙しいので，年明けの方が都合がよい。」とのことだったので，平成22年になって<u>保証人宅に複数回訪問するも，不在により面談できない状況が続いた。</u></p> <p>3月になって，ようやく保証人と面談でき，保証人の希望に基づき，個人情報についても話すことに同意を得たうえで保証人が相談している者(以下「相談者」という。)を交えてお詫びと制度変更の説明をしたが，「<u>これまでの市の説明と違う。納得できないし返済する必要はない。</u>」という相談者の主張に同調するとともに，「今後の連絡については相談者を通じてお願いしたい。」と言われ，具体的な手続等の説明ができなかった。</p> <p>以後，<u>何度も相談者に連絡するも保証人と連絡が取れず，やむを得ず保証人宅を訪問するも，不在により面談できなかった。</u></p> <p>平成23年1月に保証人から再度制度の説明を聞きたいと連絡があり，<u>同月中に面談し，改めてお詫びのうえ具体的な説明を聞いていただいた結果，制度変更について一定理解をいただいた。</u></p> <p>なお，この間の事情を聞くと，「京都市の説明に対し，まずお金を返せという印象を持ってしまい，<u>自分自身の中で納得できず，相談者の放っておけばいいという言葉</u>を信じて任せていた。」とのことであった。</p>	

※ 報告番号3の借受者及び報告番号4の借受者は兄弟姉妹関係にあり，同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時，保証人等と借受者本人との続柄，個人的事情の詳細等につきましては，プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 5, 6	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月から保証人の父母を通じて保証人への連絡を依頼し、<u>何度も訪問するも、保証人が留守であったため、進捗が見られなかった。</u></p> <p><u>平成22年1月に初めて保証人と面談でき、お詫びと制度変更の説明を行ったところ、免除申請について検討する旨の意思を表したが、3月に具体的な説明をするため再度保証人と会ったところ、「そもそも奨学金は給付であり、今まで返還の必要はないと言っていたのに話が違う。納得できない。」とのことで、以後、何度か訪問しても、<u>面談には応じていただけなくなった。</u></u></p> <p>その後、保証人の父母に接触し、制度の変更等について具体的な説明を行うとともに、保証人の父母から保証人に対して面談に応じるよう説得していただいたところ、<u>8月になって平成21～25年度の返還免除の申請書の提出があったが、添付資料が不足していたため、必要な資料を揃えて提出するようお願いした。</u></p> <p>最終的に9月に改めて保証人と面談することができ、お詫びのうえ、制度変更の具体的な説明を行ったところ、<u>制度変更等について一定の理解をいただくことができた。</u></p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「<u>一方的に京都市が制度を変更したことに不満を感じていた。</u>」「<u>知人から返す必要はないとの話を聞いた。</u>」「<u>報告番号7の保証人と話し合い、手をしないと決めていたが、父母から説明を聞いて免除の申請をすることにした。</u>」とのことであった。</p>	

※ 報告番号5の借受者及び報告番号6の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 報告番号5及び報告番号6の保証人と、報告番号7の保証人は兄弟姉妹関係にある。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 7	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月から保証人の父母を通じて保証人への連絡を依頼し、<u>何度も訪問するも、保証人が留守であったため、進捗が見られなかった。</u></p> <p><u>平成22年1月に初めて保証人と面談でき、お詫びと制度変更の説明を行ったところ、免除申請について検討する旨の意思を表したが、3月に具体的な説明をするため再度保証人と会ったところ、「そもそも奨学金は給付であり、今まで返還の必要はないと言っていたのに話が違う。納得できない。」とのことで、以後、何度か訪問しても、<u>面談には応じていただけなくなった。</u></u></p> <p>その後、保証人の父母に接触し、制度の変更等について具体的な説明を行うとともに、保証人の父母から保証人に対して面談に応じるよう説得していただいたところ、<u>8月になって平成21～25年度の返還免除の申請書の提出があったが、添付資料が不足していたため、必要な資料を揃えて提出するようお願いした。</u></p> <p>最終的に11月に改めて保証人と面談することができ、お詫びのうえ、制度変更の具体的な説明を行ったところ、<u>制度変更等について一定の理解をいただくことができた。</u></p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「<u>一方的に京都市が制度を変更したことに不満を感じていた。</u>」「<u>知人から返す必要はないとの話を聞いた。</u>」「<u>報告番号5、6の保証人と話し合い、手続をしないと決めていたが、父母から説明を聞いて免除の申請をすることにした。</u>」とのことであった。</p>	

※ 報告番号7の保証人と、報告番号5及び報告番号6の保証人は兄弟姉妹関係にある。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 8	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年8月に連絡対象者と面談し、お詫びと制度変更の説明をしたが、「知人から、返す必要はない、免除申請に応じてはいけないとの話を聞いているので、返還も免除申請もしないし、今後の面談にも応じない。」、「免除制度の説明が脅しているように聞こえる。」とのことで、以後、何度も連絡をしたが、具体的な説明には応じてもらえなかった。</p> <p>平成22年10月になってから、連絡対象者の姿勢が変化し、ようやく11月に面談に応じていただき、免除制度の内容について具体的に説明したところ、制度変更についても一定の理解が得られ、平成22～26年度の返還免除の申請がなされた。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「最初の説明で（公務員である自分に対し）市が特に強く奨学金の返還を求めているものと感じてしまい、免除申請の話を詳しく聞こうという気持ちになれなかった。」「知人から返す必要はないとの話を聞いていたが、その知人が免除申請したので自分も申請した。」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 9	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期)	考慮すべき背景 () a (行政不信等) b (第三者情報)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年7月に連絡対象者と面談し、お詫びと制度変更の説明をしたところ、免除申請に前向きであったが、後日、具体的な説明を行おうとしたところ、「私は奨学金の申請に直接携わっていなかったため積極的に関わりたくない。また、<u>周囲の者から免除申請する必要はないと聞いている。</u>」とのことで、<u>その後、何度も訪問及び電話により面談を依頼したが会っていただけなくなった。</u></p> <p>その後、<u>平成22年8月になって知人から制度の変更等についての説明を受けたことをきっかけに、平成21～25年度の返還免除の申請書の提出があったが、添付資料が不足していたため、必要な資料を揃えて提出するようお願いした。</u></p> <p>最終的に10月に改めて連絡対象者と面談することができ、お詫びのうえ、制度変更の具体的な説明を行ったところ、<u>制度変更等について、一定の理解をいただくことができた。</u></p> <p>なお、この間の事情を聞いたところ、「<u>亡くなった両親から奨学金はもう済んだ話であり、返す必要がないと聞いていたので、借りていたもので返すべきという市の説明に不信感を持った。</u>」「<u>周囲の者から免除申請の必要はないと聞いていたので、話を聞こうという気持ちになれなかった。</u>」「<u>京都市の説明に対して、まず金を返せという姿勢であるという印象を持ってしまい、話を聞く気がなくなった。</u>」「<u>知人の説明を聞き、免除の申請をすることにした。</u>」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 10, 11	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期) , A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	考慮すべき背景 (.....) (その他)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年7月以降、保証人宅を幾度となく訪問するも、不在であったため、その都度、連絡を請う書面を投かんしていたが連絡がなかった。</p> <p>平成21年12月9日になって保証人から書面を見たとの連絡があったので面談をお願いしたところ、「<u>離婚した配偶者が手続を行ったので、その者と話をして欲しい。</u>」「<u>元配偶者の住所は知らない。</u>」とのことであった。</p> <p>保証人の元配偶者に連絡するため、住民登録地を確認のうえ訪問したが、他人が居住しており、所在はつかめなかった。</p> <p>その後、保証人に元配偶者の連絡先を再度確認したところ、平成22年6月になって、借受者の祖父母の家に居住しているとして祖父母の住所を教えていただいた。</p> <p>祖父母の家を訪問したところ、<u>保証人の元配偶者は現在救急車で搬送され入院中で、手術も要する病状のため、面談に応じられる状況ではない</u>とのことであった。</p> <p><u>その後、元配偶者は入退院を繰り返していたが、8月になって病状も安定した</u>とのことだったので、祖父母を通じて面談を申し入れたところ、同月中に初めて面談できた。</p> <p><u>お詫びと制度の説明を行った結果、一定の理解を得ることができ</u>、平成21～25年度の免除申請をしていただいた。また、今後の対応については、保証人の元配偶者が連絡対象者となり行うことになった。</p>	

※ 報告番号10の借受者及び報告番号11の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 12, 13	
特別な事情 () A-1 (検討期間不足：説明時期) , A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)	考慮すべき背景 (.....) (その他)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年7月に報告番号12の保証人と面談したところ、「報告番号13の保証人が、報告番号13の分と合わせて対応する。」との申出があった。その後、平成22年6月に報告番号13の保証人と面談したところ、保証人の変更手続きについては説明できたが、借受者の状況の聴取にとどまり、制度変更等について詳しく説明するまで至らなかった。以後、担当者が訪問しても<u>体調不良等を理由に面談に応じてもらえなくなった。</u></p> <p>その後も粘り強く訪問を重ねたところ、平成23年3月に面談に至り、改めてお詫びと制度変更の説明を行った結果、<u>一定の理解を得ることができ</u>、平成22～26年度分については返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。</p> <p>また、報告番号13には退学による過払い金があるため、引続き納付相談を行っている。</p> <p>面談においてこの間の事情を聞いたところ、保証人は母子世帯で「<u>7人の子供と生活し、かつ、祖父母の介護もしており、とても落ち着いて話を聞ける状態でなかった。</u>」「<u>これまで祖父母の介護をしていたが、負担が少し軽くなったので、今年になって面談を希望した。</u>」とのことであった。</p>	

※ 報告番号12の借受者及び報告番号13の借受者は兄弟姉妹関係にあり、同一の事情による返還猶予の対象者である。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 14	
特別な事情 () A-1(検討期間不足：説明時期) , B (制度の不理解)	考慮すべき背景 () a (行政不信等)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月以降、土日も含め何度も保証人宅を訪問するも常に不在のため、免除案内等をポストに投函していたが連絡はなく、十分な面談を行うことができなかった。</p> <p>平成23年1月に申請依頼のため夜間訪問したところ、ようやく玄関口にて面会でき、制度の説明等をする面談日時の調整をすることができた。平成23年2月及び3月に面談し、改めてお詫びと制度説明を聞いていただいた結果、制度変更について一定理解をいただき、平成22～26年度分については返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「多忙により、連絡することができなかった。」「京都市の説明に対し、まず金を返せという姿勢であるという印象を持ってしまい、しっかり説明を聞いて理解しようという気持ちになれなかった。」「免除といっても、結局は返済しなければいけないものだと思っていた。」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

報告番号 15	
特別な事情 () A-1(検討期間不足：説明時期) , B (制度の不理解)	考慮すべき背景 () a (行政不信等)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月以降、土日も含め何度も保証人宅を訪問するも不在であり、免除案内等を投函していたが、連絡はあったものの、「<u>当初の説明と異なっている</u>」として面談に応じていただけなかった。</p> <p>平成23年3月に別の連絡対象者から、「保証人が入院した。代わりに制度説明を聞きたい。」と申し出があったため、面談することを約束した。日時の調整をし、平成23年3月に連絡対象者と面談を行い、改めてお詫びと制度説明を聞いていただいた結果、制度変更について一定理解をいただき、平成22～26年度分については返還免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。</p> <p>なお、この間の事情を聞くと、「京都市の説明に対し、まず金を返せという姿勢であるという印象を持ってしまい、<u>しっかり説明を聞いて理解しようという気持ちになれなかった。</u>」「<u>免除といっても、結局返済しなければいけないものだと思っていた。</u>」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて（第4回監理委員会資料）

1 趣旨

- 所在不明のために奨学金等の返還手続について説明を受けていない場合など、履行期限までに手続ができなかった理由として借受者の責に帰すことができない真にやむを得ない特別な事情があると認められるときは、これらに係る返還期限の猶予を認め、猶予後の返還債務に関する免除申請をできることとした（第3回「監理委員会」了解事項）。
- 所在不明以外の理由で、借受者が期限内に申請を行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると考えられる具体的な案件が生じたため、その個別案件の事前審査に先立って、一定の事由に該当する場合には特別な事情による返還猶予を認める取扱いを定めるものである。

2 所在不明者等以外の特別な事情

(1) 検討に当たっての前提条件

奨学金等の返還については、自立促進援助金の廃止等の見直しにより、実質的給付であるとしていたものの返還を新たに求めることとなったという特異な経過があるので、本市は借受者に対する十分な説明を尽くす責任がある。それらの説明責任を果たしたといえるためには、借受者が見直しに関する正確な理解を得たうえで、それを前提として責任ある対応を判断できる時間的な条件等が整っていることが必要であると考えます。

(2) 考慮すべき背景

奨学金制度の特異な経過等に起因して、次のような事例が見受けられ、このような場合には、借受者等が対応をするうえで障害があったと考えられるため、特別な事情を判断するうえで考慮する必要がある。

- a 当初の説明と異なることや本市の長年にわたる同和行政に対する不信感等により、本市の制度説明を聞いていただくことが困難な事例が見受けられた。
- b 本市の説明よりも第三者から入手した情報（「京都市が裁判に負けるまで放っておくべき。」など）を優先してその影響を受ける事例が見受けられた。
- c 借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合において、連絡対象者が借受者に連絡を取って説明することに困難を感じて、時間が経過してしまう事例が見受けられた。

(3) 特別な事情による返還猶予を認める事由

(1)及び(2)を踏まえると、次の場合、本市が十分な説明を尽くしたとはいえ、期限内に借受者が申請を行うことができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる。

- A 制度を正確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかつたと認められる場合
 - A-1 説明を聞き、理解した後の検討時間が短かつた場合
 - A-2 家庭等の事情（家族間トラブルの発生、複雑な居住状態、その他借受者個人の特殊な事情）により対応が困難であつた場合
- B 履行期限までに制度を正確に理解できず重大な誤解をしていたとの告知があつた場合
- C 履行期限後に連絡対象者ではない借受者又は保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合

3 返還を猶予する期間

やむを得ない理由があると認めた時点で履行期限が経過していた分について返還を猶予し、その後、1年当たり少なくとも貸与総額の20分の1ずつを返還していく計画とする。

4 監理委員会への付議の手續

- 監理委員会で事前審査をいただいたうえで返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する（第3回「監理委員会」了解事項）。
- 監理委員会の事前審査（個別審査）で返還猶予の承認をいただいた事例と同様の経過があつたと認められるものについては、監理委員会の事前審査を経ずに返還猶予の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

督促・催告の実施とその後の状況

1 平成 16 年度以降貸与分の平成 19・20 年度返還分等から滞納の者(※)

〔※ 旧自立促進援助金支給要綱に基づき援助金の支給対象外となり、個人返還することになったもの(過払金の返納金を含む)。〕

(1) 催告(主に2回目)及び保証人への請求

未返還者 27 人のうち納入相談中の者(分納中の者を含む)や所在調査中の者 16 人を除く 11 人に対して、平成 22 年 12 月に催告書を発行し(指定期限:平成 23 年 1 月 4 日)、原則として面談のうえ手渡した。

催告書の発行		11 人	
(うち、保証人への請求書の発行)		(1 人)	
催告等に対する反応	返還意思あり 8 人/11 人 (72.7%)	①滞納金を完納した	1 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	7 人 (5 人)
		③返還猶予手続	0 人
	返還意思なし 3 人/11 人 (27.3%)	④返還の意思を示さない (⇒「(2)催告」へ)	3 人

(平成 23 年 2 月末日時点)

(2) 催告(主に3回目)及び保証人への請求

(1)の催告後も返還に応じない者((1)④の 3 人)及び返還の意思を示していたが納入のなかった者((1)②のうちの 2 人)に対して、本年 3 月に催告書を発行し(指定期限:平成 23 年 3 月 31 日)、原則として面談のうえ手渡した。

催告書の発行		5 人	
(うち、保証人への請求書の発行)		(4 人)	
催告等に対する反応	返還意思あり 5 人/5 人 (100.0%)	①滞納金を完納した	3 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	2 人 (1 人)

(平成 23 年 5 月末日現在)

2 平成 15 年度以前貸与分の平成 19・20 年度返還分から滞納の者(※)

〔※ 旧自立促進援助金支給要綱に基づき援助金の一律支給の対象となっていたが、制度の変更後、経過措置による免除又は猶予の適用を受けなかったもの。〕

(1) 督促及び催告(1回目)

未返還者 64 人のうち猶予申請予定の者や所在不明の者 34 人を除く 30 人について、平成 22 年 12 月に督促状及び催告書(前回督促済みの 28 人に対しては催告書、督促未実施の 2 人に対して督促状)を、それぞれ発行した(指定期限:平成 23 年 1 月 4 日)。督促状は郵送し、催告書は原則として面談のうえ手渡した。

督促状の発行		2 人	
催告書の発行		28 人	
督促・催告に対する反応	返還意思あり 5 人/30 人 (16.7%)	①滞納金を完納した	0 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	1 人 (0 人)
		③返還猶予手続	4 人
	返還意思なし 25 人/30 人 (83.3%)	④返還の意思を示さない (⇒「(2)催告」へ)	25 人

(平成 23 年 2 月末日時点)

(2) 催告(主に2回目)及び保証人への請求

奨学金の返還の意思を示さない者((1)④の 25 人)及び返還の意思を示していたが納入のなかった者((1)②の 1 人)に対して本年 3 月に催告書を発行し(指定期限:平成 23 年 3 月 31 日)、原則として面談のうえ手渡した。

催告書の発行		26 人	
(うち、保証人への請求書の発行)		(22 人)	
催告等に対する反応	返還意思あり 3 人/26 人 (11.5%)	①滞納金を完納した	0 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	1 人 (0 人)
		③返還猶予手続	2 人
	返還意思なし又は不明確 23 人/26 人 (88.5%)	④返還の意思を示さない	23 人
		訴訟で争う意思あり	6 人
	争う意思が不明確	17 人	

(平成 23 年 5 月末日現在)

3 平成 21 年度返還分から滞納の者

(1) 督促

履行期限(平成 22 年 9 月 30 日)の経過後, 未返還となっている 38 人のうち, 返還の意思を示している者や猶予申請予定の者, 所在不明の者など 6 人を除く 32 人に対して, 平成 22 年 12 に督促状(指定期限:平成 23 年 1 月 4 日)を発行し, 原則として郵送した。

督促状の発行		32 人	
督促に対する反応	返還意思あり 17 人/32 人 (53.1%)	①滞納金を完納した	8 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	8 人 (0 人)
		③返還猶予手続	1 人
	返還意思なし 15 人/32 人 (46.9%)	④返還の意思を示さない (⇒「(2)催告」へ)	15 人

(平成 23 年 2 月末日時点)

(2) 催告(1回目)

奨学金の返還の意思を示さない者((1)④の 15 人)及び返還の意思は示されていたが納入のなかった者((1)②のうちの 5 人)に対して本年 3 月に催告書を発行し(指定期限:平成 23 年 3 月 31 日), 原則として面談のうえ手渡した。

催告書の発行		20 人	
催告に対する反応	返還意思あり 6 人/20 人 (30.0%)	①滞納金を完納した	0 人
		②返還の意思を示した (納入誓約書提出)	5 人 (3 人)
		③返還猶予手続(相談中を含む)	1 人
	返還意思なし又は不明確 14 人/20 人 (70.0%)	④返還の意思を示さない	14 人
		訴訟で争う意思あり	1 人
	争う意思が不明確	13 人	

(平成 23 年 5 月末日現在)

4 督促・催告後の借受者の反応等

(1) 滞納金を完納された事例

担当者からの働きかけにより、返還の必要性について理解していただき、滞納分の奨学金を完納された。

(2) 返還の意思を示された事例

滞納分について、本市の認める形での分納を申し出られ、誓約書を提出された。

(3) 返還猶予を申請された事例

担当者からの働きかけにより面談に至り、督促後の事情を伺ったところ、手続に至らなかったことについてやむを得ない理由があったため、特別な事情による返還猶予の申請をされた。

(4) 返還の意思を示されない事例

ア 訴訟等で争う意思が明確なケース

(以下、発言内容)

- ・「制度改正について納得できないので、返還や免除申請等の手続には一切応じない。」
- ・「借受当初は、給付であるとの説明を受けていた。借受者に負担をかけずに、市が全額負担すべきである。」
- ・「裁判により、白黒はつきりさせたい。裁判で借受者側が負ければ、逃げも隠れもせずに手続に応じる。」

イ 訴訟等で争う意思までには至らないが、困惑されているケース

(以下、発言内容)

- ・「借受者本人には奨学金を借りていたことを知らせていない。今更説明はできないし、何年も前の奨学金のことで、本人の気を煩わせたくない。」
- ・「借受者本人は現在結婚しており、配偶者に奨学金を借りていたことを知られるのが怖い。」

ウ その他、意思が確認できないケース

- ・ 何度訪問しても、不在が続いている。
- ・ 訪問時、在宅されていたが、「京都市です」と名乗ると、無言でドアを閉められる。

平成22年度以降のスケジュール（第4回監理委員会提出資料）

	① 過払金の返納	19・20年度返還分 (15年度以前貸与)	21年度返還分	22年度返還分
	② 19年度返還分 (16年度以降貸与)			
	③ 20年度返還分 (16年度以降貸与)			
(履行期限)	① 奨学金の交付日	平成22年3月31日	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	② 平成20年9月30日			
	③ 平成21年9月30日			
平成22年3月	督促	【履行期限到来】		
4月			納入通知書の発行 (新年度調定分)	
5月				
6月				免除申請手続等の案内
7月				
8月	催告①	督促	申請締切日のお知らせ	
9月			【履行期限到来】	
10月				納入通知書の発行
11月				
12月	催告②	催告①	督促	
平成23年1月				
2月				
3月	催告③	催告②	催告①	
4月				納入通知書の発行 (新年度調定分)
5月				
6月	裁判手続	催告③	催告②	
7月				
8月				申請締切日のお知らせ
9月		催告④	催告③	【履行期限到来】
10月				
11月				
12月		裁判手続	催告④	督促
平成24年1月				
2月				
3月			裁判手続	催告①

裁判手続着手の考え方について（案）

1 裁判手続に至る基本的な考え方

(1) 履行期限後の対応

「総点検委員会」中間報告において「京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行う」ことを強く求められていることを踏まえ、そのために最大限の努力を行う。

具体的には、

- ① 督促状の指定期限後約1年間かけて3回又は4回の催告を行うなどの取組を進める。
- ② それでもなお、正当な理由なく返還に応じていただけない場合は、他の借受者との公平性を確保する観点から、裁判手続等、法的措置を採ることを検討する。その際、あらかじめ監理委員会の意見を聴く。

(2) これまでの具体的な検討内容（第4回監理委員会で意見聴取し、確認されたもの）

ア 資力の調査

返還能力のある借受者等に対しては的確に債務の履行を求めるべきである。そのため、借受者又は保証人の資力を調査する必要がある。

資力調査において、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど、資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

イ 返還に応じる意思の判断

約1年間にわたって3回又は4回催告を行っても、返還の意思を示していただけない場合（返還の意思を示しても履行されない場合も含む。）

ウ 裁判手続の対象者

裁判手続の相手方は、借受者本人又は保証人（連帯保証人である。）とする。

- ・ 裁判手続の相手方は、借受者本人を基本とし、保証人が承知している場合は併せて対象とする。
- ・ 借受者本人に対して連絡することを連絡対象者が了解しない場合は、まずは保証人を裁判手続の相手方とすることを検討する。

エ 裁判手続の手法

基本的には、まずは、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。

平成15年度以前貸与分で、借受者に「返還しなければならない」という意識が極めて乏しく、本市が何度納入の指導を行っても、返還に応じない意思が明確である場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、当初から民事訴訟を提起することも検討する。（平成16年度以降貸与分等では、支払督促を申し立てることを検討する。）

オ 裁判手続の実施の決定

- ・ 上記アからエまでの各事項を検討のうえで、滞納金額等を考慮するなど、よ

り優先的に裁判手続を実施すべき対象者を決定する。

- ・ 裁判手続を実施する際には、あらかじめ監理委員会の意見を聴く。

2 平成23年度における裁判手続着手の具体的な考え方

(1) 平成23年6月の裁判手続着手の検討結果

- ・ 平成16年度以降貸与分の滞納者について、第3回催告（平成23年3月実施）後も未返還の場合、早ければ平成23年6月に裁判手続に着手することを想定していた。

当該対象者については、**資料2**「督促・催告の実施とその後の状況」で示したように、滞納金を完納するか、返還の意思を示した。返還の意思を示した者は、その後、免除申請（免除が決定済み）されており、資力があるとは判断しがたい者である。

以上から、6月に裁判手続を検討すべき対象者はなく、着手の必要がなくなった。

(2) 裁判手続対象者及び着手対象者

ア 滞納金額基準の設定

裁判手続対象者については、滞納金額等を考慮するなど、より優先的に裁判手続を実施すべき対象者を決定する必要がある。そのため訴訟費用等を勘案し、滞納金額が50万円以上の者とする。ただし、具体的な着手対象者については、裁判が最終手段として、慎重に対応すべきものであり、かつ、裁判着手初年度という状況を踏まえ、当面の間、基準額の2倍以上と著しく多い滞納金額である100万円以上の者とする。また、着手対象者以外の者については、裁判着手状況を踏まえ、引続き、納入を指導する。

なお、裁判手続着手の金額基準は、今後、裁判手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする。

イ 平成23年度における滞納金額基準該当状況

(ア) 滞納金額判定対象

- ・ 裁判手続着手時期について、約1年間をかけて4回の催告を行うという要件を満たした後に設定しており、平成23年度では、6月、12月、3月を想定していた。（**資料2**参考「平成22年度以降スケジュール」参照）
- ・ 滞納金額判定対象については、着手の必要がなくなった6月を除き、12月、3月を考えてみると、それぞれ19・20年度返還分（15年度以前貸与）、21年度返還分の催告をベースに設定していたことから、着手時期には、21年度返還分、22年度返還分の履行期限が到来しており、それら履行期限を迎えるものを含めて、裁判着手することが合理的であるため、それぞれ平成22年度分までを加えて行うこととする。

(イ) 平成23年度における滞納金額基準該当可能性

裁判手続対象者等について、上記考えに基づき、現時点のまま、今後納付が

ないとした場合の該当者を見てみると次の通りとなる。

したがって、平成23年度は12月実施のみを想定する。

区 分	12月着手対象(19・20 +21+22年度返還分)	3月着手対象(21+22 年度返還分)
滞 納 金 額 50万円以上	12人	0人
うち100万円以上 [裁判手続着手対象者]	2人	0人

(3) 裁判手続着手への具体的手順（平成23年12月以降着手分）

平成23年度における裁判手続の具体的な着手手順については、前号(2)に従い、滞納額が100万円以上となる者を対象として、次の通り行う。

ア 資力の調査（平成23年9月頃まで）

裁判手続着手対象者に対する資力調査を実施し、次の通り、資力の有無に関する資料について収集する。

- ・ 不動産（登記簿の閲覧）
- ・ 自動車（自動車登録台帳の閲覧）
- ・ その他、面談等を通じて就業状況等を把握

資力調査において、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど、資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

イ 裁判手続の相手方の確認（平成23年9月頃まで）

裁判手続の相手方について、借受者本人（連絡対象者が保証人であるなど、保証人が事実を承知している場合は保証人を含める。）を基本として検討する。ただし、連絡対象者に再度意向を確認し、保証人から借受者に対する人権上の配慮が求められるなど、やむを得ないと認められる場合は、保証人のみを裁判手続の相手方とすることを検討する。

ウ 最終催告書等の送付（平成23年11月）

イで確認した裁判手続着手の対象となる相手方が、第4回催告（平成23年9月実施）で返還に応じていただけなかった場合、平成23年9月が履行期限である平成22年度返還分の督促状に加え、次の内容を記した最終催告書を手渡し又は送付する。

なお、督促は、裁判手続着手に向け、後述のエ(ウ)の法的措置通知書の送付など、より丁寧な対応を実施することに伴い、通常より、1カ月繰り上げて行うものである。

- ・ 裁判着手者に向けた最終の催告であること。
- ・ 納入指定期限内（2週間程度、11月15日を予定）までに、平成22年度返還分（督促対象分）を含めて納入が確認できない場合は、法的措置に移行すること。

- ・ 一括納入が困難な場合は、来庁等、連絡し、相談すること。

(分納誓約を行った者の取扱いについて)

- ・ 滞納額の納入又は分納誓約を行った者が、納入計画に定めた初回分を納入したときは、裁判手続を取り止める。
- ・ 分納誓約を行った者が債務不履行を行った場合、1回目の不履行の際には、納入計画に違約している旨を催告し、不履行額を請求する。
- ・ 債務不履行が2回以上となった場合、不履行額について、納入指定期限内（2週間程度）に納入がなかった場合、期限の利益を喪失させ、滞納額の全額を請求する旨の警告書を送付し、滞納額の全額納入を催告する。
- ・ 催告後も滞納額の納入がなかった場合は、期限の利益を喪失させ、滞納額の全額を請求し、納入指定期限内（2週間程度）に納入がなかった場合法的措置に移行する旨の、最終警告書を送付する。この場合、特別な理由(家族の入院等による緊急かつ臨時の支出の発生等)がない限り、再度の分納は認めない。

エ 裁判手続の実施決定

最終催告書等の送付後も返還に応じていただけない場合、又は分納誓約を守らなかった場合は、裁判手続に着手する。

(7) 裁判手続の手法の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意思を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

- ・ 裁判で争う意思を明確にしている者 → 民事訴訟(当面、支払督促は行わない。)
- ・ 争う意思が明確でない者 → 民事調停

(イ) 監理委員会の意見聴取（平成23年11月中旬）

裁判手続の実施に当たって、あらかじめ監理委員会の意見を聴く。

(ウ) 法的措置通知書の送付（平成23年12月）

- ・ 最終催告に応じていただけなかった場合で、新たに設定した納入指定期限内（2週間程度）に納入がなかった場合は、法的措置（民事訴訟又は民事調停）を行う旨を記載した法的措置通知書を配達証明で送付する。
- ・ 法的措置通知書においても、滞納額の全額納入を催告し、一括納入が困難な場合は、来庁等、連絡するよう促す。滞納額の納入又は分納誓約を行った者が、納入計画に定めた初回分を納入したときは、裁判手続を取り止める。
なお、分納誓約を行った者の取扱いについては、前(3)ウのとおりで、過去に分納誓約を守らなかった者については、特別な理由がない限り、再度の分納は認めない。

(エ) 市会の議決（2月市会を想定）

訴訟物の価額が50万円を超える訴えの提起等については、市会の議決が必要となるため、市会に付議したうえ、審議していただく。

(オ) 裁判手続着手時期

市会の議決をいただいた後、平成24年3月を目途として速やかに裁判に着手する。

(4) 裁判手続着手対象者以外の者に対する対応

ア 裁判手続着手対象者以外の者で、第4回催告で、返還に応じなかった者について、既に約1年をかけて催告等を行ってきたことから、新たに履行期限を迎える債権の督促後の催告は、いたずらに同様の対応で時間を費やすことをせず、年2回程度（4月、9月）とする。

イ また、裁判着手見込み後の平成24年4月の催告書は、次の内容等を記したものとす。

- ・ 京都市が、滞納額の著しく多い者から順に裁判に着手したこと。
- ・ 滞納が続き、滞納金額が基準に達すれば、法的措置が採られること。

3 裁判手続対象者及び着手対象者の今後の見込みについて

(1) 現状 ・ ・ ・「督促・催告の実施とその後の状況」資料2参照

現在、督促を受けた後も返還の意思を示していない者は、資料2の表の網掛けで示しているとおりである。

今後、裁判手続の検討対象となる者は、最大37人である。

返還の意思を示していない者		37人
内訳	裁判で争う意思を明確にしている者	7人
	争う意思が明確でない者	30人

(2) 今後の見込みについて

今後、各年度で新たに裁判手続対象及び着手対象者となる者の見込みについて、借受者ベースで、仮に今後も返還に応じていただけないとした場合、次表のとおりとなる。

(各年度の10月1日時点の見込み)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	計
50万円以上	12人 (4人)	4人 (1人)	2人 (0人)	5人 (0人)	23人 (5人)
うち100万円以上 [裁判手続着手対象者]	2人 (2人)	3人 (1人)	4人 (1人)	3人 (0人)	12人 (4人)

注 () 内の数字は裁判で争う意思が明確な者の人数

裁判手続着手対象者数については、裁判手続の進捗状況を踏まえ、金額基準を見直すこととするので、増加することがある。

平成23年度裁判着手に至るスケジュール等

	19・20年度返還分 (15年度以前貸与)	21年度返還分	22年度返還分
		うち、21年度返還分から滞納の者	うち、22年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成22年3月31日	平成22年9月30日	平成23年9月30日
平成22年3月	【履行期限到来】		
4月		納入通知書の発行 (新年度調定分)	
5月			
6月			
7月			免除申請手続等の案内
8月	督促	申請締切日のお知らせ	
9月		【履行期限到来】	
10月			納入通知書の発行
11月			
12月	催告①	督促	
平成23年1月			
2月			
3月	催告②	催告①	
4月			納入通知書の発行 (新年度調定分)
5月			
6月	催告③	催告②	
7月			
8月			申請締切日のお知らせ
9月	催告④	催告③	【履行期限到来】
10月			
11月	最終催告(※1)		
12月	法的措置通知書の送付	催告④	督促(※2)
平成24年1月			
2月			
3月	訴訟提起等		催告①
4月	↓	特別催告 (裁判手続の着手を順次行っていることを周知)	

※1 裁判手続着手対象者に対して発行する。その際には、履行期限経過後の平成22年度返還分の納入を併せて求める。

※2 裁判手続着手対象者に対しては、11月に督促する。

特別な事情による返還猶予に関する個別審査について（事前審査案件）

審査 番号	特別な事情	考慮すべき背景	備考
16	C（借受者本人の意思表示）	a（行政不信等）	
17	A-2（検討期間不足： 家庭等の事情） C（借受者本人の意思表示）	c（地区外居住・ 新家庭等）	第4回監理委員会審査案件の 審査番号9と同一人物

※ 審査番号1～15は、第4回監理委員会において審査済みである。

平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務に関する住民訴訟の状況について

1 訴状の内容（平成22年4月27日付け）

(1) 請求の趣旨

被告（京都市長 門川大作（機関としての京都市長））は、門川大作（個人としての門川市長）に対して、金2億500万4,585円及び遅延損害金を支払うよう請求しなければならない。

(2) 請求の原因

平成21年3月26日に、京都市文化市民局人権文化推進担当部長は、地域改善対策奨学金等の平成19年度返還分、2億500万4,585円（平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務）の返還を免除した。一律無審査で返還債務を免除することは、裁量権逸脱で違法であり、門川（個人としての門川市長）は、違法な債務免除の決定を阻止すべき監督義務違反により賠償義務を負担する。

2 応訴の方針

条例第3条第1項の規定に基づき適法に行った免除決定について、門川（個人としての門川市長）が責任を問われるべき点はないため、原告の請求の棄却を求める。

3 日程

第1回口頭弁論期日	平成22年	6月24日（木）	午後 4時
第2回口頭弁論期日	平成22年	9月 9日（木）	午後 1時10分
第3回口頭弁論期日	平成22年	10月28日（木）	午後 1時30分
第4回口頭弁論期日	平成23年	1月27日（木）	午前10時
第5回口頭弁論期日	平成23年	3月10日（木）	午後 3時30分
第6回口頭弁論期日	平成23年	5月12日（木）	午前10時
第7回口頭弁論期日	平成23年	6月23日（木）	午前10時15分（予定）
判決日			（期日未定）

第 4 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 返還事務の取組状況

事務局から資料 1 により報告を受け、了解された。

○ 督促・催告の実施とその後の状況

事務局から資料 2 により報告を受け、了解された。

2 意見聴取

○ 裁判手続の検討について

事務局から資料 3 により説明を受けた。裁判手続の実施に当たっては、事前に委員会の意見聴取を行うことを確認のうえ、委員会として承認することとされた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 資力調査について、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど、資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する方が公平性にかなうと考える。
- ・ 返還に応じない意思が明確な場合でも、粘り強く話合いの機会を設けて欲しい。
→ (事務局) 訴訟は、裁判手続を強く主張をされる場合に検討したい。基本的には、話合いの機会を設けるため、民事調停の申立てを検討する。

○ 所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて

事務局から資料 4 により説明を受け、委員会として承認することとされた。

委員から、特別な事情による返還猶予を認める事由について、各家庭で生じる事情には様々なものが考えられるため、具体的な事例を踏まえ、必要な見直しを行うべきとの意見が出された。

○ 特別な事情による返還猶予の個別審査について

事務局から、資料 5 により概況の説明を受けたうえ、個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

審査対象の 15 件について、事務局から審査対象者個票 (非公開) に基づき説明を受け、委員から、家庭等の事情などそれぞれ特別な経過や状況が認められるとの意見が出され、委員会として承認することとされた。

審査に関連して、委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 家庭の事情については、どれも一定納得のできるものである。
- ・ 担当者が替わったことによる効果も一定見受けられる。
- ・ 第三者からの働きかけにより、手続を進めていただけたなど、前向きな影響を受けた事例も見受けられた。個人情報に配慮しつつ、働きかけに工夫して欲しい。
→ (事務局) 手続に応じていただけるよう、今後も工夫したい。
- ・ 制度の不理解について、借受者が説明を受けた場合に、理解したつもりでも実は十分に理解できていないということも考えられるので、面談後の十分なフォローが必要と考える。

第 4 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成22年11月17日

○事務局

おはようございます。ただいまから、第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この監理委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公正性を確保するため、第三者の目からの厳しいチェックや客観的な審査を行っていただくもので、条例の規定に基づき設置されたものでございます。

したがって、当委員会の会議は、原則公開とし傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願い致します。

また、前回の委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に安保委員長に御了解をいただいたうえで、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。本日お手元の資料にも、資料7及び資料8として添付させていただいているところでございます。

それでは、議事進行につきまして、安保委員長、どうぞよろしくお願い致します。

○安保委員長

それでは、議事に入りたいと思います。長谷川委員、田多委員、よろしくお願い致します。

まず、最初に報告案件です。

返還事務の取組状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

奨学金等の返還事務を担当しております、担当課長の西尾でございます。よろしく

お願い致します。

失礼しまして着席をさせていただきます、御説明をさせていただきます。

それでは、奨学金返還事務の取組状況について、平成22年9月末現在の状況を御報告致します。

なお、平成22年9月末日現在といたしますのは、平成21年度返還分に関する履行期限期日となっておりますので、その時点における状況を示すものということでございます。

資料1を御覧ください。

まず「1 お詫びと説明の取組状況」につきましては、平成20年に奨学金制度を抜本的に見直したわけですが、これによりまして、新たに返還を求めることとなった借受者の方々、すなわち平成13年度以降に返還の始期を迎えた借受者の方々へのお詫びと説明の状況でございます。総数1,404人のうち、1,391人、99.1パーセントの方々に対して、市長のお詫び文、制度見直しの説明文及び免除申請書類をお届けし、面談のうえ、お詫びと説明をすることができております。これは、所在不明等の13人以外のすべての方に対して対応を終えているということでございます。

次に「2 借受者別の返還に関する手続の状況」でございますが、これは制度見直し後の返還手続の状況、具体的には平成19・20年度返還分及び平成21年度返還分に関する手続が借受者別に見て、どのように進んでいるのかを見たものでございます。借受者総数につきましては、先ほどお示ししたとおり、1,404人でございます。まず、「免除」の状況につきましては、制度見直し後に新たに免除申請をいただき、それに基づき免除が決定された方を示しております。具体的には平成19・20年度返還分及び平成21年度返還分の両方、または19・20年度返還分のみが免除された方などを示しているということでございます。これらの方が1,112人となっております。借受者総数のうち、79.2パーセント、約8割の方が何らかの形

で制度見直し後に免除決定を受けているということでございます。

次に、「返還請求」につきましては、平成19・20年度返還分及び平成21年度返還分のいずれかの返還を請求されている方を示しております。それが250人、借受者総数でいいますと17.8パーセント、約2割の方となっております。そのうち、「返還済」というのは、請求された分の返還が既にすべて済んでいる方でありまして、これが81人、借受者総数のうち、5.8パーセントとなっております。一方、「未返還」というのは、一部でも返還が残っている方を示しております。これが169人で、借受者総数のうち、12.0パーセントとなっております。

なお、「返還請求」を受けている250人のうちで、それぞれの比率をみますと、「返還済」が32.4パーセント、未返還が67.6パーセントということで、「返還済」が3割程度、「未返還」が7割ぐらいと、こういう形になっております。

加えまして、この「未返還」169人に関しまして、より具体的な状況、特に個人返還が予定される方々についての動向につきまして、欄外にアスタリスクを付して示してございます。返還に理解を示していただいている方が約50人、これは納付誓約をしていただいた方、または納付相談中、あるいは返還の意思を確認できている方など、今後個人返還が見込まれる方ということでございます。返還手続を拒否している方は約40人ございますが、これは面談を拒否している方、または返還手続あるいは返還を拒否している方などとなります。それ以外は所在不明の方、または免除手続中の方、あるいは納入の依頼を続けているが、まだ明確な意思を示していただけない方などで、約80人となっております。

これらの状況がございまして、先ほどの返還請求のうち返還済みとなる見込みは、現在の30パーセントが、およそ50パーセント程度を超えるのではないかと見込んでございます。

ただ、この数値につきましては、免除決定、または返還請求というそれぞれの視点から借受者の状況を見たものでございまして、重複して計上されることがございま

すことから、全体で100パーセントになってございませんので、一応の目安ということで御理解いただきたいと思います。

次に「3 債権別の免除，猶予及び返還請求の状況」についてでございます。これは、高校奨学金・大学奨学金別，かつ年度別，すなわち債権単位で返還債務の状況を把握しようとするものでございまして，猶予したもの，免除したもの，あるいは返還をいただくべきものを示してございます。これは，先ほどまでの実人数での表記と異なっておりますので，御注意いただきたいと思います。

それでは，そのうち，19・20年度返還分について見てまいりますと，これは平成20年の奨学金制度の見直しで，新たに返還を求めることとなった平成15年度以前貸与分に係るものということでございます。既に免除や猶予となっていたものを除きまして，合計で2,053件への対応が必要ということになっておりますが，そのうち，新たに猶予したものは，経過措置により返還終了予定年度の翌年度等へ履行期限の延長を認めるというものでございますが，これが69件，3.4パーセントでございます。また新たに免除したものは，これは経過措置と致しまして，旧自立促進援助金の支給判定基準で免除判定をしたものでございますが，これが1,798件，87.6パーセントとなっております。前回の5月末日現在の報告と比べますと，書類不備などで補正を求めていたものがございまして，6件ほどが増えてございますが，履行期限が平成22年3月31日ということになっておりますので，この数字につきましては，ほぼ確定した数値ということで御覧いただけたらと思います。

また，免除率につきましては，経過措置として旧自立促進援助金の支給判定基準を免除判定基準に用いることとしているため，自立促進援助金の支給判定実績である約85パーセントと比べて，従来の実績にほぼ見合ったものになっていると考えております。

一方，免除や猶予とならず，返還をいただくべき件数が186件となっております。そのうち，未収入となっているものが138件となっております。これを収入率，収

入した件数を返還請求の件数で除して算出してみますと、欄外の最下段のアスタリスクの部分に示してございますが、25.8パーセントということとなっております。また、返還をいただくべきもののうち未収入分が138件、1,206万4,000円ございます。これにつきましては履行期限が経過しておりますので、既に督促状等を郵送しておりますが、今後も催告を含め自主的な納付に向け、引き続き納付相談など丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

なお、この未収入件数につきまして、これを実人数ベースで見てもまいりますと、所在不明13人を除きますと約50人程度ということでございます。このうち返還の意思を示してない方が約40人、返還見込みや相談中の方が約10人となっております。これにつきましては、後ほど報告事項2の「督促・催告とその後の状況について」を報告する際に、督促後の現状などを御説明させていただきます。

次に、平成21年度返還分について見てまいります。既に免除や猶予となっていたものを除きまして、合計で1,543件への対応が必要ということとなっております。そのうち、在学中などを理由として新たに猶予したものが81件、5.2パーセントでございます。新たに免除したものの、これは所得が生活保護基準の1.5倍以下であるというものなどございますが、これが1,173件、76パーセントとなっております。これらの数値につきましては、履行期限が平成22年9月30日であり、まだ免除が決定していない免除手続中のものなどが50件程度ございますので、更に約3ポイント程度は上昇するのではないかと見込んでおります。

また、免除率につきましては、京都市における国の奨学金の免除判定実績が4割から6割程度であったことと比べますと、かなり高い比率となっております。ただ、対象者がおおむね30歳以下の若年者であるということ、また昨今の厳しい経済状況や雇用環境が悪化しているというような状況の中で、それらが大きく影響しているのではないかと考えております。

一方、免除や猶予の手続を行っておらず、返還をいただくべき件数は292件とな

っておりまして、そのうち未収入となっているものが194件となっております。これを同じく収入率で見ますと、先ほど申し上げましたように、アスタリスクの部分で示してございますけれども、33.6パーセントとなっております。この返還をいただくべきもののうち、未収入になっております194件、1,424万2,000円につきましては、本年の9月末に履行期限を迎えておりますので、今後、未納者には、原則として面談により納入の依頼をしたうえ、12月には督促状を郵送し、納付に係る相談を行うなど、必要な手続をしていただけるよう、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

なお、この未収入分194件につきまして、実人数での状況を申し上げますと、所在不明の13人を除き、約150人ということございまして、免除手続中または返還予定のものなどが約80人、拒否の方が約40人、納入依頼をしておりますけれどもはっきりとした意思を確認できてない方が約30人となっております。今、申し上げましたような状況を踏まえまして、収入率の今後の見込みを見てまいりますと、平成19・20年度返還分では、余り大きな伸びは見込めておりませんので、30パーセントを少し超える程度ではないかと思っております。また、平成21年度返還分では、約60パーセント程度になるのではないかと、見込んでいるところでございます。

次に、欄外にすみ括弧で示している部分でございます。これにつきましては、借受者の実態に応じて誠意ある対応となるよう、監理委員会で御意見をいただきながら、御了解のうえで実施しているものなどになります。

まず、返還猶予の内訳でございます。平成19・20年度返還分につきましては、制度変更による激変を緩和するという経過措置として、理由を問わずに申請に基づき行っているものでございまして、全件の69件が該当しております。また、平成21年度返還分につきましては、これまでから制度化されておりました在学中を理由とするものが69件となっておりますが、それに加え、収入の大幅な減少を理由とするものを新たに12件決定してございます。これは、第2回監理委員会で御了解いただい

た取扱いに係るものであり、現在は失業中などのため収入がない場合に、より実態に即した対応となるようにしたものでございまして、具体的には前年の収入により所得判定しても免除とならないが、当年の収入総額が前年と比べて3分の2以下に減少し、かつ、免除基準以下となる場合、その返還を猶予するというものでございます。

次に、「履行期限の延長の状況」でございしますが、平成21年度返還分に係る返還請求292件の内数となるものでございます。

まず、「所得基準以下のため」を理由とするものが21件ございます。これは前回の5月末現在の報告件数から見ますと、8件ほど増加しており、第1回監理委員会で御了解いただいた取扱いに関するものでございます。具体的には所得が一定基準以下、これは免除判定基準には該当しませんけれども、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当する場合、あるいは個別の具体的な事情等がある場合、例えば住宅ローン等があって、実際に収入があるけれども支払いが困難であるような場合でございすけれども、そういう場合に返還を行うべき残期間と同期間を限度として、返還期間を延長し、1年当たりの返還金額を最大で半減することを意図したものでございます。

なお、個別の具体的な事情によることでの申請はございませんでした。

以上のように、免除や猶予などの返還手続きにつきましては、かなりの比率に到達しておりますけれども、一方、収入率などを見ますと、3割前後という状況になってございます。相談に応じていただけないなど、対応に苦慮している部分もございすけれども、機会を設けて引き続き粘り強く働きかけ、理解を得ていきたいと考えております。

取組状況につきましての事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの返還事務の取組状況について、皆さんから何か御質問はございませんでしょうか。

○長谷川委員

今の説明のとおり，経済状況も非常に厳しい中で，努力をされているというのが，私の印象でございます。

○安保委員長

田多委員，いかがですか。

○田多委員

収入率については，平成19・20年度で3分の1，平成21年度では2分の1程度を見込んでいるということでしたが，もうちょっと収入があるのかなと思っておりました。意外と少ないのかなという感想です。

○長谷川委員

質問はございません。

○安保委員長

平成19・20年度返還分については，取り組んでいただいた結果，返還請求の対象が免除申請をしていただくなどして，前回と比べて少しではありますけれども，進んでいるということによろしいですね。

○事務局

そうですね。免除申請等期限後の状況となつてございますが，免除と猶予を合わせますと，平成19・20年度分では9割を超えておりますし，平成21年度分につきましても8割を超えており，既に一定の状況にあると考えております。しかし，残りの免除や猶予に該当しない方々の状況については，先ほど田多委員がおっしゃったように，なかなか返還が進んでないのではないかという御意見を持たれたのであろうかと思つています。これにつきましては，平成19・20年度分を見てまいりますと，返還請求対象が約90人であり，母数となる人数が小さくなつております。そのような中で，今回の返還請求対象者は，御承知のように，従前お返しただかなくてもいいとつしていたものの返還をお願いしているものですので，なかなか理解をいただくことが

難しいということでございます。それが先ほど言いました約40人、全体から見れば3パーセントから4パーセントの方ですが、なかなか御理解いただけない状況にあるというような印象でございます。ですから、後ほど御説明致しますけれども、あと40人程度が、どのような状況にあるのかということが、直接的に収入率に関わってまいりますので、一般的に見て低い数値であるというよりは、個別の状況を踏まえて御判断いただく必要があるかと思えます。

それから、平成21年度分につきましては、平成19・20年度分よりは母数となる人数が多いこともありますが、平成16年度以降貸与の方も入っており、返還の意思を示されている方もより多くおられますので、今後の収入率の見込みとしても6割程度はいくのではないかと考えております。これらの点で、19・20年度分と21年度分には若干違いがあるのかなと思えます。

○安保委員長

返還手続を拒否している内容については、後ほど、御説明いただけるということですのでよろしいですね。

○事務局

はい。御説明致します。

○安保委員長

それでは、取組状況について、御報告いただきましたが、督促等のところでも、質問があれば質問していただくということで、この程度でよろしいでしょうか。

そうしましたら、次に二つ目の報告案件で、督促・催告の実施とその後の状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは、「督促・催告の実施とその後の状況」につきまして御報告致します。

資料2でございます。

まず、1枚くっていただきまして、参考というのがございますので、こちらを見て

いただきたいと思います。

これは、督促・催告等のスケジュールにつきまして、第3回監理委員会で御説明したものを一部修正して載せているものでございます。修正点につきましては、7月に督促または催告を行うとしていたものが、事務の都合上で8月になったという点でございます。これらを見ていただきますと、まず、平成16年度以降に貸与した分、これは表の区分でいいますと一番左側の区分になっておりますけれども、平成22年3月に、まず督促し、その後、先ほど言いました8月に第1回目の催告をしたという状況になってございます。次に、その右側になりますけれども、平成15年度以前貸与分に関しましては、平成22年3月に履行期限が到来したということでございまして、その後に、未納者の方については、原則として面談により納入の依頼をし、そのうえで、8月に督促をしているということでございます。以上のそれぞれの実施状況につきまして、御報告を致したいと思っております。

それでは、資料2の最初のところにお戻りいただきたいと思います。

「1 平成19・20年度返還分（平成16年度以降貸与分）等」についてでございます。これは、旧自立促進援助金を所得判定によって支給することになった時期以後に貸与した奨学金等に係るものでございまして、貸与時にはそれらの説明を行っておりますので、個人返還の可能性があることを認識のうえ、貸与を受けられたものでございます。そして、返還時の支給判定の結果、旧自立促進援助金の支給基準を超える所得となったことなどから、個人返還を求めることになったものでございます。

平成16年度以降貸与分に係る返還手続きにつきましては、先ほどの資料1では、平成20年の制度見直し後に係る平成15年度以前貸与分に限定し、お示ししておりませんので、簡単に状況を御報告をさせていただきます。まず、平成16年度以降貸与分に係る平成19・20年度返還分で免除になったものにつきましては、約85パーセントになっております。その結果返還請求したものは、約15パーセントということになり、年度別にそれぞれ約60件、約90件という件数でございます。そのうち

返還したものは、収入率で見ますとそれぞれ約 85 パーセント、約 70 パーセントと、相当に高い比率となっておりますが、一方で、返還いただけていなかったという方が、人数で見ると、平成 22 年 3 月当初において 38 人だったということです。返還いただくことに基本的な理解がある中でのことであり、それにもかかわらず残っている方への対応ということをございます。

「(1) 督促」でございますけれども、未返還者 38 人のうち、十分な説明ができていなかった方が 2 人ございますので、それを除きまして、36 人の方に対して、3 月 1 日付けで 3 月 31 日を指定期限として督促状を発行致しております。この督促につきましても、期限を指定したうえで、延滞利子の請求や法的手段の措置をする可能性があるというような内容でございました。その結果が、下の表のうちに「督促に対する反応」としてまとめてございます。まず、完納した方が 8 人ございまして、納入誓約書を提出するなど返還の意思を示した方が 13 人で、合計としては 21 人となっております。ですから、発行したうちの 58.3 パーセント、約 6 割程度の方が返還いただくか、又は返還の意思を示していただいたということでございます。

一方、所在が確認できない方 3 人を除き、残り 12 人の方につきましては、特に期限内での反応はなく、返還手続に対する意思を確認できなかったという状況でございました。その後、「(2) 催告（1 回目）」でございますが、先ほどの返還手続に対する意思が確認できなかった 12 人の方に対して、8 月 12 日付けで 9 月 10 日を指定期限とした催告書を、原則として訪問のうえ、お届けしたということでございます。催告の内容としましては、第 3 回監理委員会での御審議結果を踏まえ、期限を指定したうえで、延滞利子の計算方法、保証人への履行請求、及び裁判手続の可能性等について御説明を行っております。

その結果が、下の表のうち、「催告に対する反応」としてまとめてございますけれども、完納した方が 2 人、一部納入している方が 1 人、返還の意思を示した方が 7 人ということで、合計 10 人となっております。したがって、催告書を発行した

うちの83.3パーセント、8割を超える方の返還の意思が確認できたということでございます。現在のところ、返還の意思が確認できていない方というのは、網掛けで示している2人となっております。

したがいまして、平成16年度以降貸与分に関する状況は、先ほども御説明致しましたように、個人で返還する可能性があるということをあらかじめ説明したうえで貸与を受けられているということがございますので、丁寧に納付依頼をさせていただくと、おおむね返還には応じていただけているような状況であろうかと考えております。

なお、納入誓約書を提出するなど、返還の意思を示した方につきましては、返還が少し遅れている方もございますけれども、おおむね返還をいただいております。

次に「平成19・20年度返還分（平成15年度以前貸与分）」についてでございます。これは自立促進援助金の一律支給の対象となっていたものであり、平成20年12月の奨学金制度の抜本的な見直しによりまして免除や猶予の制度が整備されましたが、それらの適用を受けなかったため、返還の請求を進めさせていただいているものでございます。

まず、「(1) 履行期限経過後の納入依頼」でございます。これは、第3回監理委員会において御了解いただきましたが、督促を行うに当たっては、その前に面談のうえ納入の依頼を行うこととしていたものでございます。これは、先ほどの資料1のうち、平成19・20年度返還分の未収入138件が実人数では67人であり、これに対する対応を示したものとなっております。平成22年3月末現在で未返還となっていた67人のうち、所在不明者13人を除く54人に対して、主に6月以降、原則として訪問のうえ面談することとし、返還を依頼するとともに、返還に応じていただけない場合には督促状の発行も予定しているとお伝えしました。

その結果が、下の表のうちに「納入依頼に対する反応」としてまとめてございます。まず、完納した方が2人、返還の意思を示した方が1人、返還猶予の相談中の方が10人、これは後ほど、特別な事情による返還猶予に関する個別審査を予定しているも

のですが、これらを合わせますと、合計で13人ということでございますので、納入の依頼をした方のうちの24.1パーセント、おおむね約4分の1の方については返還の手続への意思の確認ができたということでございます。一方、それ以外の41人の方については、この段階では返還の意思が確認できなかったということでございます。

次に、「(2) 督促」でございますけれども、先ほどの返還の意思を確認することができなかった41人の方に対して、8月12日付けで9月10日を指定期限とした督促状を郵送致しました。

督促の内容につきましては、期限を指定したうえで、延滞利子の計算方法、保証人への履行請求及び裁判手続の可能性などについての御案内をしております。その結果が、下の表に「督促に対する反応」としてまとめてございますが、返還猶予の相談中6人、これは先ほど申し上げたのと同様、特別の事情による猶予についての個別審査を予定しているものでございます。これらを督促状を発行したもののうちで見ますと14.6パーセント、約6分の1の方の返還手続への意思を確認できたということでございます。しかしながら、返還の意思がない、または確認できないという方は、現在のところを網掛けで示してございますが、35人ということでございます。

以上が概況ですが、平成15年度以前貸与分に関するこれらの状況は、先ほどの平成16年度以降貸与分に係る反応とは異なっており、貸与時点では実質的な返還を求めないというようにしていたわけでございますので、返還に対する意識というのが乏しいという部分もあり、納入依頼や督促に関する御理解がなかなか進みにくいということでございます。したがって、私どもとしては説明を十分に尽くすために、督促後、約1年をかけて4回の催告を行い、納付を依頼するなど、引き続き、理解を得られるように努めてまいります。

なお、今後の取組について、簡単に御説明しておきますと、先ほどの参考（「平成22年以降のスケジュール」）にも示してございますけれども、平成22年12月に、

平成21年度返還分に対する督促を予定しており、それと併せ、それ以前に履行期限がきております返還分につきましても催告を行うこととしております。また、平成22年度返還分につきましては、今年の10月から返還の時期を迎えておりますので、現在、納入通知書等をお届けするとともに、免除申請に関する御説明をしている状況でございます。また、第3回監理委員会の中で御意見を頂戴した、保証人への請求及び借受者本人への連絡については、催告の2回目以降の段階で対応することを予定しております。

事務局からの報告は以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

督促・催告の実施とその後の状況について報告いただきましたが、この件について、御質問はございませんでしょうか。

返還意思を示さない方への裁判手続の検討については、次の意見聴取の案件になっておりますので、そのことを前提に何かご質問があればお願いしたいと思います。

○長谷川委員

それでは私の方から。返還の意思を示さないという、そういうくくりで説明されていますけれども、いわゆるその中身ですね、温度差というのでしょうか、全く対応しないという方もいれば、少しは手続に応じてくれそうな方もいると思うのですが、その辺の感触はどんな感じですか。

○事務局

おっしゃるように、一つにくくってお示ししておりますので、詳細が分かりにくくなっております。内容を見てみますと、まず、お話を聞いていただけない方、面談を拒否され、具体的な話に入れない方が、数人いらっしゃいます。それと、お話は聞いていただけても手続はできないという方、具体的には、手続をすることで今までの奨学金制度の見直しについて認めることになるから裁判で明らかにしたいというような

ことや、それに類したことを言われる方が10人弱程度はいらっしゃるのかなという
ような状況でございます。その他には、御説明はしておりますけれども、具体的な対
応や手続をしていただかず、どのようにされるのかははっきり確認できない方と申しま
すか、裁判でとかはおっしゃらないけれども、非常に否定的な感じの対応をされてい
る方がいらっしゃる状況かなと思います。

○長谷川委員

そういう意味で、今の御説明で10人前後ぐらいの方が裁判にいてもいいよとい
う、非常に争う意思がおりで、それ以外の方はそこまで行ってないということでは
か。

○事務局

今のところの感触でいうと、訴訟などに触れられているのは10人弱ぐらいだと思
います。ただ、あと残りの方もはっきりと確認できているわけではないので、その
違いというのはなかなか申し上げにくい部分があります。少なくとも裁判等によって
問題を明らかにしたいと思われている方がいらっしゃるのだと御理解いただけたらと
思います。

○長谷川委員

分かりました。

○安保委員長

この平成16年度以降の貸与分に関しては、元々自立促進援助金の支給対象外なら
返還をいただくことになっていたということで、その段階で返還されることは了解を
され、そういうことを念頭に置かれているということだと思いますが、その中でも返
還について応じていただけない方がいらっしゃるということなのですね。それは平
成15年度以前の貸与の方とは随分状況が違うと思うのですが、やはり理解の程度に
個人差があるというのか、例えば平成16年度以降の借受者の方でも、もしかしたら
返さなくていいのではないかと、そういう御理解の方もいらっしゃったということ

でしょうか。

○事務局

平成16年度以降貸与の方が返さなければならないという認識を持たれていたというのは、旧自立促進援助金制度によって、所得をオーバーした場合は返してもらうこととなりますよという説明をしているので、そこについては御理解いただいていたと思います。しかし、その後、自立促進援助金制度を廃止して、新しい奨学金制度に移行しておりますので、その制度改正の中身も含め承服しかねるというような考えだと思います。

今申し上げたように、内容としましては区切って対応しておりますけれども、実際には今後返還手続をしていただくことになるわけですので、従前はそういう形で返還という可能性があったということは御承知ですが、制度としては変わっており、免除基準も変わっているわけでございますので、その辺りを含めて納得されるかどうかという部分については、それぞれに判断の余地があるということだろうかと思います。

2人ということで非常に数が少ないのですけれども、お1人については、全体の制度見直しとの関係もございまして、今のところ御理解賜るのは難しいのかなという感じがございます。あと1人の方につきましては、手続を具体的に進めていくところで、なかなか進んでいないのですが、今後対応していただける可能性はまだ残っているのではないかと考えているところでございます。

○安保委員長

そうしましたら、制度の変更について納得いただけないということについては、同じような説得をしなければいけないということですね。

○事務局

そのように考えております。

○長谷川委員

督促の中で、所在調査中というような方が3人いらっしゃいますね。所在不明とい

うことだと思いますが、その辺の確認の仕方はどのようにされていますか。

○事務局

所在調査の進め方について申し上げますと、まずは、住民登録地がどうなっているのかという確認が必要になってまいります。その結果に基づきまして、実際に現地にお訪ねすることになっております。それ以外にも、コミュニティセンター等で奨学金の管理をしていた際に御連絡先ということで別途お聞きしているケースもございますので、そういうところに訪問するケースもございます。そういう中で連絡がつかないものが出てきたということもございます。

これについては、調査を重ね、所在が分からないということの一定の見きわめがつきましたら、所在不明という決定を致しまして、その後、半年に1回程度は、今申し上げたような住民票の登録地がどうなっているかの照会及び実地調査等、フォローのための調査をすることとしております。所在不明で3年間経過した場合につきましては、国の奨学金制度でもそうですし、それに準じている京都市の規定の中でもそうでございますが、親族等からの申立てがあれば、免除するという制度も整備しておりますので、それらを踏まえて対応しているものでございます。

○田多委員

面談を拒否されているとのことでしたが、まだ話合いの可能性はありますでしょうか。

○事務局

実際的には大変難しいかなと思っております。ただ、これまでの状況を見ると、私どもが把握しているのは、借受者の方との直接の接点だけで見ているわけですが、実際、借受者の方は地域での生活の中で、私ども以外からいろいろと情報を得られる部分もあるわけでございますので、そういう中で、考え方を換えられるという可能性が全くないわけではないと考えております。私ども行政に対しましては、信用できないというような認識もありますので、私どもの働きかけだけからはなかなか難しい部

分がありますが、その人の生活全体におけるいろいろな影響の中での変化というのは、今後も期待の余地があるのではないかなと考えております。

○安保委員長

これを見ると、1の平成16年度以降の貸与分については、督促状を発行されて、反応があるなど、一定の効果があつたと思います。一方、2の平成15年度以前の貸与分については、まだ8月に督促状を出されたところなので、期間の経過がまだ浅いということもあるのですが、1と比べると、督促状の発行の効果が余り認められないのかなという気もするのですが、どうでしょうか。

○事務局

数値を見ましたら、おっしゃるとおりではないかと思えます。返還の意思を示さないのは、35人となっておりますけれども、約960人の対象者のうちの35人ということですから、比率でいうと3～4パーセントぐらいの方でございます。先ほど申しましたように、経過がございましたので、いろいろとお考えをお持ちという方がいらっしゃるということであり、田多委員からも御指摘のあつたように、なかなか難しいことも多いかと思えますけれども、相手の変化ということも視野に入れながら、説明の機会を設けるという積み重ねをしていくことが必要かなと思っております。

○田多委員

電話で問い合わせとか、そういう方はありませんか。説明されても分からないことが多いと思うのですけれども、市の職員の方が帰られてから、説明を受けたけれど、後でよく考えたら分からないとか、そういう方からの問い合わせとかはありますか。

○事務局

問い合わせにつきましては、具体的な手続になった段階で、例えば提出書類の確認であるとか、そういうようなお尋ねがあつたりするケースはございます。

○長谷川委員

逆に、こちらからのフォローはどうですか。今の問い合わせというのは、当事者の

方からのお話ですけれども、一度面談された後の京都市からのフォローの仕方というか、それは必ずされているのですか。

○事務局

面談をさせていただいた後の対応につきましては、御理解をいただいた場合であれば、申請手続のフォローを当然してまいりますし、理解いただけなかった場合でも、それで終わりというわけではございませんので、その後、何回か訪問は重ねていくということがございます。その辺りの詳細につきましては、後ほど、特別の事情による返還猶予の審査の中で具体的な事例を見ていただけるかと思いますが、工夫しながら対応しているところでございます。

○長谷川委員

非常に強硬な方に対してはフォローはなされていないのですか。例えば、面談の中で、全然対応していただけない方に対して、もう1回、時間を置いて働きかけるとかはしていないのですか。

○事務局

一度拒否されたからとか、また門前払いといいますか、面談を受け付けない方を、そのままにしておくということは考えてございません。先ほど申しましたように、状況が変化する可能性はありますので、一定期間の中であれば、また訪問するというような形での対応は重ねていくということがございます。あまり間隔をあけずに連絡するというのは、借受者側の負担もありますので、無理でございますけれども、もちろんフォローはしていくということがございます。

○長谷川委員

はい、分かりました。

○安保委員長

御質問はよろしいでしょうか。

それでは、今までの議論と関連するところもございますので、次の意見聴取の案件

に入りたいと思います。

まず、裁判手続の検討について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「裁判手続の検討について」御説明を致します。

資料3を御覧いただきたいと思います。

ここでは、裁判手続の進め方につきまして、これまでに監理委員会で返還請求に関する御審議を何回かしていただいておりますが、それらの結果を踏まえて、検討すべき項目とその考え方を整理しましたので、御審議をよろしくお願ひしたいということでございます。

まず、「1 基本的な考え方」についてでございます。

(1)から(3)までには、これまでの監理委員会などで確認された基本的な考え方について、再度、記載しているものでございますが、それらの考え方を簡単に整理致しますと、四角で囲った部分の「基本的な考え方のまとめ」に示している内容になろうかと考えております。

まず、裁判手続の対象者につきましては、あくまでも自主的な返還を求めていくとしておりますが、資力があるにもかかわらず、かつ、正当な理由なく返還に応じない者が対象になるということでございます。次に裁判手続までには、十分な説明の機会を設ける必要があると考えておりますので、督促をしたうえ、約1年間をかけて3回、または4回の催告を行うこととしているということでございます。最後に裁判手続の手法につきましては、まずは話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的とした民事調停の申立てを基本として検討することにしております。

これらを踏まえまして、「2 今後の検討事項」として、現在、考えておりますのは、主に次の5項目になっております。

まず、「(1) 資力の調査」でございますけれども、奨学金等の返還につきましては、所得基準を定めて返還免除制度を設けてございますので、これらに該当しない返還能

力のある借受者の方に対しては、やはり適正な債権管理という観点から申しますと、的確に債務の履行を求めていくべきであると考えますので、その前提と致しましては、借受者等の資力を調査するということが必要ではないかということでございます。

しかしながら、奨学金の返還債権は、私的な債権でございますので、税等とは違いまして、法令等により特別な調査権限は与えられてございません。したがって、調査可能なものというのは極めて限られた内容となっているわけでございます。その中で通常可能とされておりますのは、これまでからの借受者の方に関する情報などをもとにして、例えば不動産に関して登記簿を閲覧するでありますとか、あるいは、自動車に関して自動車台帳を閲覧するというような、誰にでも可能なものでございますけれども、これらによって情報が収集できる場合があると考えております。しかしながら、こういう非常に厳しい条件の中での情報収集ということになってまいりますので、面談等を通じて、例えば就業状況でありますとか、資力に関する周辺的な情報を収集するというのも、具体的には重要であると考えております。

一方、滞納分があるもののそれ以後の返還年度では免除決定を受けている方や、生活保護を受給中である方については、やはり資力があるというような判断は難しいわけでございますので、それらが確認できる場合には、裁判手続ということではなくて、法令に基づきまして履行期限を延長する、そして資力の回復を待つて対応するというようなことが、適当ではないかと考えているところでございます。

次に、「(2) 返還に応じる意思の判断」でございますけれども、奨学金制度見直しの特異な経過から「十分説明を尽くす」ということが、大前提であります。その反面で、どのような場合に返還に応じる意思がないと判断するのかというのは、なかなか難しい部分があり、その整理が必要だということでございます。

まず、約1年にわたって3回または4回の催告を行うとしておりますので、それにもかかわらず返還の意思を示さない場合、または、それらの働きかけに対して何ら対応をいただけない、こういうような場合につきましては、返還に応じる意思がないと

判断せざるを得ないのではないかと考えております。一方で返還の意思を示した場合でございまして、そのとおり履行をしていただけない、または再三の指導にもかかわらず、履行しない状況が一定期間、例えば1年程度継続するという場合には、返還に応じる意思がないと判断せざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

次に、「(3) 裁判手続の対象者」でございまして。

まず、現在のところで裁判手続の対象となる可能性のある方を見ますと、先ほどの資料2「督促・催告の実施とその後の状況」に示しましたけれども、平成16年度以降貸与分では2人、平成15年度以前貸与分では35人となっており、実人数で最大35人というような状況になってございます。

一方、裁判手続の相手方につきましては、通常、借受者本人、または保証人ということが考えられます。この奨学金に関する保証人につきましては、奨学金の貸与時に「奨学金の返還の債務を本人と連帯して負います。」といった誓約書を提出いただくことになっており、連帯保証人と認識しておりますので、借受者本人、または保証人、いずれにも請求が可能であり、まずはどちらか一方を対象とした対応を考えているところでございます。

その場合、まず、債務者は借受者本人でございまして、基本としては、借受者本人を考えております。一方では、返還手続に関する説明は連絡対象者を通じて行っているという現状がございまして、借受者本人に説明している場合もございまして、連絡対象者が借受者本人に連絡をすることを了解していただけないというケースも考えられます。この点については、現在、確認をしている状況でございまして、借受者本人が貸与の事実を知らない、または、旧同和地区の出身であることを知らない、場合によっては、旧同和地区以外で新たに家庭を築かれ、御家族はこれらの経過を知らないとか、さまざまな状況というのが推察されるわけでございます。これら各家庭の状況については、十分に配慮して慎重に対応すべきであろうと認識してお

りますので、そのような場合には、借受者本人ではなく、連絡対象となっている保証人の方を相手方とすることを考えております。

次に、「(4) 裁判手続の手法」についてでございますけれども、既に民事調停を申し立てることを検討することにしてございますが、これは一律的に対応するのではなく、より効果的な方法について検討していくべきであるということでございます。

まず、平成16年度以降貸与分につきましては、先ほども御説明致しましたように、場合によっては個人返還があるということの説明を貸与時にしているということがありますので、借受者に返還が必要との認識があることを確認できる場合、あるいは、これら債権債務関係の有無が争いにならない、または争いになることが考えにくいというような状況がある場合には、迅速に手続を進めるため、支払督促を簡易裁判所に申し立て、異議がなければ債務名義を取得するというような手法も選択すべきではないのかということでございます。

一方、平成15年度以前貸与分につきましては、当初、実質的な給付であると説明してきた経過があるわけですから、返還という意識は極めて乏しいということは言うまでもなく、返還に応じず、訴訟で争うというような意思をかなり明確に持っているという場合、民事調停が成立する可能性が乏しいと考えられますので、当初から民事訴訟を提起することも選択肢ではないかと考えております。これらのより効率的な方法については、個々の状況を見ながら対応すべきと考えております。

最後に、「(5) 裁判手続の実施の決定」についてでございますが、以上の4項目の検討を踏まえまして、対象者をいかに決定していくのかということでございます。

具体的には、各対象案件につきまして、先ほどの4項目の検討を加えまして、裁判手続の対象とすべきかどうかを判断したうえで、滞納金額が多いか少ないか、それらの多寡などによりまして、優先的に実施すべき順序を想定致しまして、それに従い、順次、手続を実施することを考えております。したがって、優先順位を位置づけて対応していくこととなりますと、現在、平成23年6月、または12月に裁判手続

を想定しておりますけれども、事例によりましては、実施時期がそれよりも遅くなる
ことがあると考えております。

なお、これらの裁判手続を進めていくに当たりましては、あらかじめ監理委員会で
御意見を頂戴し、慎重に対応したいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。御審議をよろしくお願い致します。

○安保委員長

そうしましたら、この件に関して、御質問はございませんでしょうか。御意見でも
結構です。

この資力があるにもかかわらずというところの、資力の調査というのは非常に難し
いと考えべきだと思います。ここに書かれているように不動産の調査にしても、住
所地に自宅等の不動産をお持ちであれば、登記簿のどこを閲覧したらいいか分かりま
すが、京都市の居住地以外の区とか、他府県にお持ちであるというのは、調査が難し
いのかなと思います。自動車についてもお持ちであるかどうかということが分からな
いと、いわゆる登録ナンバーが分からないと、閲覧も難しいということになります。
それから就業状況等についても、例えばどういう会社にお勤めだとかいった程度しか
難しいのではないかと思います。そういう調査をしても資力があるか分からない場合
については、それは資力があるとみなすのか、あるいは、分からないという形で(5)の
要件として当てはまらないと考えるのか、その点はどうなのでしょう。

○事務局

おっしゃるように、私どもに可能とされている資力調査というのは、その方につい
てきっちりと把握ができるものではございませんので、資力があるという判定をする
ような性格のものにはなっていないと思っております。むしろ、例えば生活保護を受
けていらっしゃるというような情報がある場合でありますとか、滞納分があるけれど
も現年分については免除決定をされている場合などは、資力が無く返還は難しいと見
るべきであろうと考えますし、それ以外の方の場合は、ある程度の概況を把握できれ

ばよいといった程度にとどまるのかなと思っているところでございます。ですから、資力があるかどうかをはっきり確認し、資力があるという何らかの要件を確認するといったものにはならないのではないかなと思っています。

○安保委員長

そうすると、資力がないと思われるような事情、例えば生活保護を受けられているとか、ほかの年度で免除申請をされて適用を受けられているとか、そういう事情がなくて、今回免除申請をされていなければ、基本的には資力がないとはいえないということで、ここの要件、即ち「資力があるにもかかわらず」ということに当てはまってくるということになるのでしょうか。

○事務局

具体的には、おっしゃるとおりの判断をしていくということになるかと思います。

○事務局

それ以外にも、具体的な職業から資力が推定される場合が考えられます。職業が把握できた場合は、ある程度、収入が想定できるケースも出てくるかもしれません。

○長谷川委員

例えば、資力調査の中で、自動車を他人名義で買って、乗っている場合も推測できますが、そこまでも調査されるのでしょうか。例えば、車を持っていないはずだけでも常時乗っているようなことを、調査されるのでしょうか。

○事務局

調査と申しましても、例えば不動産があるのかどうかとか、自動車をお持ちかどうかという話につきましては、基本的には分からないだろうと思います。ただ、例えば、市営住宅ではないところにお住まいだとか、常時自動車があるというのが見られるとか、訪問をする際に、把握できる情報があれば、その範囲での確認はすべきであるというものでございまして、網羅的にその方の自動車の所有状況がどうなっているのかということ調べるということは難しいですし、できないと思います。

○安保委員長

資力の調査は非常に難しいと思います。不動産を登記簿閲覧する場合、御本人の名前ではないけれども、例えば御家族、配偶者の名義であったり、親御さんであっても、もう親御さんは亡くなっておられて、相続が発生していると思われる状況であったり、いろいろな状況があるので、なかなか資力の判定というのは難しいところがあるかなと思います。したがって、基本的には消極的に要件を解釈し、無いというように思われる事情がなければ、この要件に当てはまるという推定をしていただいた方が公平であると思います。

○田多委員

「(4) の裁判手続の手法」についてですけれども、平成15年度以前貸与分に関して、借受者に返還しなければならないという意識が極めて乏しく、何度納入の指導を行っても返還に応じない意思が明確である場合は、民事調停が成立する見込みが乏しいため、当初から民事訴訟を提起することも検討するという文面があるのですが、確定的な言い方になっており、何度納入の指導を行ってもとのことですが、制度が変更されたということをお納得しておられない点に十分配慮すべきだと思います。ですから、どうしてそうなったのかななどを、何回も説明し、お話し合いをする機会を持って欲しいなという気がします。

○事務局

今の御指摘は、借受者への対応における極めて基本的な認識にかかわる問題だと思います。非常に特殊な経過があるわけでございますので、私どもとしては十分説明を尽くすというのが基本であると思っております。ここで示しておりますのは、制度の変更についてもきっちり理解をされたうえで、少し言い過ぎかもしれませんが、争いたいという意向がはっきりしているのであれば、民事調停では相手方の意向は達成されませんので、民事訴訟の提起を検討することもあるということです。要は形式的にすべて民事調停を踏むということはしないという意味合いでございます。基本

的には十分お話ができない場合は、まずお話をさせていただく場を設けるため民事調停という手続をきっちり踏むというように考えているということでございます。

○田多委員

分かりました。

○長谷川委員

そういう意味では、民事訴訟の対象と想定されるのは、先ほどおっしゃった10人内外の方というふうに解釈させていただいたらよろしいですか。

○事務局

現在のところ、そのようなことが想定されると思います。

ただ、先ほどもありましたように、その辺りの意向がきっちりと確認できるのかどうかという問題もあり、たまたまそういうことを言われただけといったことも考えられますので、十分慎重に対応したいと考えております。

○安保委員長

それと、裁判手続の相手方について、借受者御本人を訴訟の相手とするということでしたが、借受者はそのときには未成年でいらっしゃったので、法定代理人として親御さんが借受者として対応した経過があると推定すると、借受者の方も自分が借り入れたという認識がないといった難しい面があるのかなと思います。また、この保証人に関しても、連帯保証人として署名をしていただいているのだと思うのですが、その書面を出していただいたときに、その連帯保証人にじかに連帯保証の意思の確認まではされていないと推定すると、もしかしたら、保証人になっていないということをおっしゃる可能性もあるということでしょうか。

○事務局

まず1点目の、本人自身が認識していない、知らないという話でございますが、ここで考えておりますのは、連絡対象者を中心に話を進めているわけでございますので、例えば借受者の方と直接話をしているというケースでは借受者自身が対象になること

はあり得ると思いますが、それ以外の場合につきましては、借受者本人に対しても連絡をし話ができるという状況になれば、可能性が出てまいりますけれども、そうでなければ、借受者の方を対象とすることは難しいと考えております。

次に連帯保証ということの確認につきましては、当初の認識、説明ということであれば、形式と致しましては、先ほど申し上げたような連帯保証ということではございますが、その確認がどの程度できていたかということについては、おっしゃるように、個々によりましてはかなり違う状況にあった可能性もあるとは思っております。

○安保委員長

借受者本人と保証人との関係というのは、ケース・バイ・ケースだと思いますが、通常は債務者御本人と連帯保証人を共同で相手方とする場合もありますので、場合によっては、そういうことも考えていただいたほうがよいと思います。例えば、相手方にしても、まず借受者本人に調停手続を出されて、その後、連帯保証人に出されるというよりは、一緒に出していただいたほうが、何回も対応をするよりは一度で対応できて都合がいい場合もありますので、それも御検討いただきたらと思います。

○事務局

おっしゃるとおり、債権の確保を考えるのであれば、借受者本人と連帯保証人とを併せて対象にしていくというのが通常であろうかと思っております。しかしながら、先ほど申し上げたように、借受者本人が知らないで連絡ができないというような反応や考え方を持っている連絡対象者の方もいらっしゃいますので、その点については配慮せざるを得ないため、こういう形態にならざるを得ないということでございます。先ほど話がありました、連絡対象者である保証人さんに話をし、かつ、借受者と話ができているという場合については、おっしゃるように併せて対応していくということは当然でございますので、そのような場合には、御指摘のような検討をさせていただきたいと考えております。

○安保委員長

ほかに御質問、御意見はいかがでしょうか。

今回は、裁判手続の検討について、基本的な考え方と今後こういう検討をするということへの意見を聴取されるということで、今、いろいろな質問等をさせていただきました。これらの基本事項を踏まえ、裁判手続を実施するときには、その都度、監理委員会の意見聴取をされるということですので、基本的な流れとして承認させていただいてよろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。

○安保委員長

そうしましたら、委員会として承認することと致します。

続いて、特別な事情による返還猶予の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、所在不明以外の特別な事情による返還猶予の取扱いについて、資料4に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、「1 趣旨」についてでございます。返還の免除手続につきましては、返還年度ごとに履行期限がございますので、それを過ぎると免除や猶予の申請ができないことになっております。このような状況を踏まえ、第3回監理委員会で、所在不明等、借受者の責に帰すことができない、真にやむを得ない事情が認められる場合については、何らかの対応が必要であるとして、猶予を認め、猶予後、免除等の申請を受け付けることを可能とすることを御了解いただいたところでございます。今回は、所在不明以外の理由で返還猶予を認める事由について、この間、具体的な案件が生じてまいりましたので、それらを踏まえ、定めようとするものでございます。

次に、「2 所在不明者等以外の特別な事情」についての具体的な検討でございますが、まず、「(1) 検討に当たっての前提条件」でございます。

大前提の認識ということでございますけれども、奨学金等の返還については、自立促進援助金の廃止等の見直しにより、実質的に給付であるとしていたものを新たに返還を求めるようになったということでございますので、そういう特異な経過があるということから、本市と致しましては、借受者に対する十分な説明を尽くしていくという責任があらうかと考えているところでございます。これを踏まえますと、具体的に説明責任を果たしたといえるためには、二つの要件、まず一つ目には、借受者が見直しに関する正確な理解を得ているということ、二つ目には、そのうえで、責任ある対応を判断していただくための時間的な条件が十分確保されていること、少なくともこれら二つの要件が整っていることが必要ではないかと考えております。

次に、「(2) 考慮すべき背景」でございますけれども、これまでの奨学金制度の特異な経過を原因として、借受者の方が対応するうえで障害となるような背景がいくつか認められましたので、それらを考慮すべきであるというものでございます。

具体的には a から c まで、三つに要約しております。

a につきましては、奨学金の取扱いが当初説明と異なるということを含め、本市の同和行政に関する不信感が行政への不信となって、説明を聞くことを拒む背景になっているというものでございます。

b は、a の本市への不信感というものとも関連致しまして、第三者の情報を優先してその影響を受けたことが、本市の説明を聞いていただけない背景となっているものでございます。

c は、借受者が旧同和地区以外に新しい家庭を築いている場合などのために、連絡対象者の方が連絡をするのをためらい、そういう中で時間が経過してしまったというような事情があるものでございます。

これらを踏まえまして、「(3) 特別な事情による返還猶予を認める事由」についてでございますけれども、A から C までの主に三つを考えております。

まず、A につきましては、検討する時間に関する事由でございます、「制度を正

確に理解したうえで対応を検討するための相当な時間がなかったと認められる場合」でございます。

詳しくは、A－1として、説明を聞いた後、履行期限までの検討時間が短かった、もしくは、既に期限後になっていたという、絶対的な時間が不足したというものでございます。

また、A－2と致しましては、絶対的な時間の不足というわけではなく、手続に関して家族間でトラブルが生じた、複雑な居住状況のために当事者への説明までに時間を要した、または、個人の特殊な事情があったことなどから、通常以上に時間的な余裕が必要であったというようなものでございます。

次に、Bにつきましては、制度理解に関する事由でございます、「制度を理解できず重大な誤解をしていたと告知があった場合」でございます。適切な対応の前提には制度に対する正しい理解というのが想定されますので、誤解があったということで、具体的かつ不自然ではない合理的な内容での告知があった場合につきましては、それを認めるというものでございます。

最後にCにつきましては、これは当事者に関する事由でございます、履行期限後に借受者、または保証人が連絡対象者とは異なる意思表示をした場合でございます。これは所在不明者の場合と同じように、説明を受けていなかった場合と同様でございますので、履行期限までに対応できる要件を欠いていたということであり、特別な事情を認めるべきだと考えております。

次に、「3 返還を猶予する期間」についてでございますが、やむを得ない理由が継続していた期間につきましては、猶予することとし、その理由があると認めた時点で履行期限を経過している返還対象分については返還を猶予するというものでございます。その後、1年に1年度相当分を返還していくということでございまして、これは、返還計画期間を当該猶予期間相当分だけ将来に向けて変更する、全体として先に送るようにはずらすというように認識していただければと思います。

最後に、「4 監理委員会への付議の手続」でございます。これは第3回監理委員会で御了解いただきましたように、所在不明者以外の特別な事情による返還猶予につきましては、個別に事前審査をいただき、措置すべきかを判断したうえで、返還猶予の措置を採り、その後の委員会で報告するということになってございます。一方で、後ほど御説明致しますが、今回の個別の審査事例の対象が15件と、かなり発生しておりますので、それらの具体的な内容を踏まえまして、特別な事情があると認めていただけました事例について、同じような経過があるものが今後発生するような場合には、措置後に事後報告し、概要を公表することにしたいと考えております。この点につきましては、個別の審査の結果を見てみないと判断が難しいと思いますので、個別審査後に再度御審議、御確認いただけたらと考えてございます。

事務局からの報告は、以上でございます。

○安保委員長

ありがとうございました。

そうすると、後ほど行う個別審査の前に、特別な事情を認める一定の事由として、枠組を決めたところを確認するということと理解致します。そういう趣旨から、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○長谷川委員

特に(3)のA-2については、「家庭等の事情」というふうに具体的に書かれていますけれども、いろんなケースがあるなかで、それを一つのくくりにされているのはどうかと思います。類型化というか、やはりこの辺は重きを置くべきかと思うのですが、どうでしょうか。

○安保委員長

もちろん、個別の事情のところがこれからの審議なので、これは恐らく事務局の方で、いろいろ個別の事情を聞き取ったうえで、それを類型化されて、個々の事由として、ABCという形でまとめていただいたのだと思います。個別の事情を聞かないと

ちょっと分からないところはあるのですが、こういう事情としてまとめることができたということなので、例えば、これを承認したうえで、違う類型が出てきた場合には、付け加えたり、もう少し詳しくしたりということが、今後の委員会で可能かと思えます。とりあえず、現在の個別案件を聞き取って事情を類型化したらこのようになったのであり、その類型化について、特に問題がないかという観点から検討していただいたほうがいいかと思えます。個別の事情が分からない状況では、この類型化の是非については、すぐに判断ができないと思えますので、類型化としてこういう事情を特別な事情として入れるのはよくないだろうとか、特に何かそういう御意見があれば言っていただいて、そうでなければ、一応こういう類型で考えていくということで、進めていくということでいかがでしょうか。

○長谷川委員

示されたものについては、考え方としての類型化ということであって、今後、追加もあり、流動的なものであると解釈したらよろしいですか。

○事務局

そうですね。御指摘にございますように、家庭等の事情というのは、これまでの事例を踏まえたものでございまして、検討の時間として、相当の時間が必要なケースということでございます。例えば、家族内のトラブルが生じていて、それで対応することができないというような事情があれば、説明はかなり早くできたのだけれども、しっかり考えていただく時間がなかったかもしれないことは十分に考慮する必要があるというものでございます。つまり、考えるための時間を十分に持っていただけなかったというような特殊な事情があるものをまとめて示したものでございます。今後、個別審査をいただく中で、この辺りの表現も含めまして、検討させていただくべき内容になってくるかと思えます。

○安保委員長

ここで意見をお伺いしたいのは、このABCという事由に個別事例をいろいろ当て

はめて考えていくということなので、このABCという事由の判断の基準としての類型化に問題はないかというところだと思います。

○長谷川委員

類型化という意味では特に問題はなく、大丈夫だと思います。

○安保委員長

田多委員、いかがでしょうか。

○田多委員

家庭の事情もいろいろ複雑なことがいっぱいあると思いますし、膨らみを持たせておいたほうがいいと思います。今のところ、これで結構です。

○安保委員長

そうしましたら、この事由の類型は、個別の案件を事務局の方で検討したうえで、まとめていただいたものだと思いますので、この事由の類型化については承認するというので、よろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。結構です。

○安保委員長

それから、その返還を猶予する期間とか、委員会への付議の手続についても書かれておりますけれども、この内容についても御了承いただけますでしょうか。

○長谷川委員

1年当たり20分の1いうのを返還していくということですが、例えば、申し出があった場合に、今年はちょっと少な目とか、そういうことを考える余地は全くないのでしょいかね。

○事務局

基本的にはお示ししたとおりと考えております。先ほど御報告したように、免除基準に該当しないけれども、旧の自立促進援助金の支給基準には該当するといった所得

がある場合については、期間を延長するという形で1年当りの返還額を最大で半減するという制度もございますので、まずはそのような形での御相談ができるのではないかと思います。

このようなメニューを設けておりますので、まずは御事情を聞いて、対応させていただきたいと考えております。

○長谷川委員

はい。分かりました。

○安保委員長

田多委員，よろしいでしょうか。

○田多委員

はい。結構です。

○安保委員長

そうしましたら，委員会としまして承認するということよろしいでしょうか。

○長谷川委員

はい。

○田多委員

よろしいです。

○安保委員長

では，委員会として承認することと致します。

続いて，特別な事情による返還猶予の取扱いに関する個別審査について，事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは，特別な事情による個別審査についてでございますけれども，資料5でございます。

これは，借受者個人のプライバシーに関する部分もございますので，審査番号だけ

を示し、先ほど申し上げました特別な事情、または考慮すべき背景というものを整理したうえ、特別な事情等のパターンを類型化して示してございます。これを見ますと、A-1とA-2との複合、A-1のみ、A-1とBとの複合、今のところ、このようなパターンが見えるというような状況でございます。

資料の説明につきましては以上でございますが、この後の個別審査の審議の持ち方について、御提案させていただきたいと思えます。冒頭、当委員会につきましては原則公開ということで申し上げましたけれども、個別審査につきましては、借受者個人のプライバシーに配慮する必要があるがございますので、京都市市民参加推進条例で他人には知られたくないと認められる個人情報などを扱う場合は非公開とすることができるかとされておりますことから、この定めに基づきまして、以下の個別審査については、非公開で御審議いただくことを御提案したいと思えます。よろしくお願い致します。

○安保委員長

委員会としては、個別審査については、きちんと事情をお伺いしたうえで、猶予するかどうかの意見を述べたいと思えますので、非公開とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。

○安保委員長

そうしましたら、個別審査は非公開ということで行います。

この部分を非公開とするとして、傍聴の方がいらっしゃいますので、先にそのほかの事項を処理させていただいてよろしいですか。

○事務局

はい。

○安保委員長

そうしましたら、その他の事項について、先に御説明をいただけますでしょうか。

○事務局

分かりました。

審議途中でございますけれども、今後の取扱いについて御説明させていただきます。

まず、議事録についてでございますけれども、これは事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで、公表をさせていただきます。また、この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、次回以降の委員会の日程でございますけれども、今後の事務の進捗状況等につきましても、平成23年5月頃を目途に平成22年度の取組状況の報告をさせていただきたいと考えております。

また、個別の案件が出てまいりましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○安保委員長

先に、委員の皆様から、そのほかのことで何か御意見がないかどうかをお聞きすべきところを飛ばしてしまいましたが、長谷川委員、何かその他の点で、本日の案件以外に意見とか質問はありませんでしょうか。

○長谷川委員

特別にはございませんけれども、鋭意努力して取り組んでもらいたいと思ひます。

○安保委員長

田多委員は、いかがでしょうか。

○田多委員

ございません。

○安保委員長

分かりました。

それでは、特別な事情による返還猶予の取扱いに対する個別審査について、非公開で審議させていただきたいと思いますので、傍聴の皆様、それから報道関係の皆様は、ここで退席いただきますようお願い致します。

(傍聴者及び報道関係者退席)

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮し、全体を要約した表現に修正しております。

それでは、審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただ今、対象者一覧と個票について、資料を配らせていただきましたので、これに基づき御説明をさせていただきます。

こちらの「審査対象者一覧」には交付番号を記載のうえ、兄弟関係を備考に注記してございます。また、「審査対象者個票」につきましては、まず審査番号、交付番号を示したうえ、その下に特別な事情ということで、該当する符号を示しており、更に右側に考慮すべき背景がある場合にも該当する符号を書かせていただいております。その下に「これまでの経過」ということで、その概況をまとめており、特別な事情、または考慮すべき背景に該当する部分については、実線の下線、または破線の下線を引いて示してございます。更に一番下の欄には、担当者の所見を参考として載せてございます。従いまして、審査では、先ほどの下線部分に留意していただきながら「これまでの経過」の部分を御覧いただきたいと思います。

それでは、先ほど申しあげましたように3パターンがございますので、そのパターンごとに御説明したいと思います。一つ目のパターンは、特別な事情の事由としてA-1及びA-2に該当すると考える、審査番号1から6まででございます。これは、実質的な説明時期及び家庭等の事情により検討期間が不足したというものになります。

審査番号1及び2でございます。要点的なところを申し上げてまいります。まず借受者等との最初の接点につきましては、平成21年9月となっているわけですが、親族と相談してからということで、その際には詳細な説明はできてなかったということございまして、その後は、仕事と介護のため帰宅が遅くなる日が続き面談できなかったということですので、家庭の事情により検討する余裕がなかったという事由A-2に該当するのではないかと考えております。

具体的な説明ができた時点は、平成22年6月ございまして、平成19・20年度返還分に係る履行期限は平成22年3月末ということでございますから、既にこれは期限を経過しており、申請を検討する時間がなかったということで、事由A-1に該当すると考えているところでございます。また、考慮すべき背景と致しましては、周りの者からは手続を進めなくても最終的には京都市が解決してくれると言われていたとございまして、本市の説明よりも第三者の情報を優先していたという、考慮すべき背景bが考えられるということでございます。

なお、平成21年度以降につきましては、返還免除の手続をされ、免除決定をしたという状況でございます。

次に、審査番号の3・4でございます。

まず、借受者等との接点につきましては、平成21年6月に連絡対象者の住所に説明文書の投函は致しましたが、具体的な説明はできておりませんでした。その後の経過と致しましては、保証人が自分が保証人であることを初めて知ったということで家庭内でトラブルが起きたので、事態が鎮静化するまで待つて欲しいということでございました。したがって、家庭の事情によって検討するための時間的余裕として配慮すべき条件があるということで事由のA-2に該当すると考えております。

具体的な説明ができた時点を見ますと、平成22年9月ということでございますので、平成22年3月を既に経過しているということで、期限までに申請を検討する時間がなかったという事由のA-1に該当すると考えております。また、考慮すべき背

景と致しましては、後で事情を聞きますと、対応しない方が得策だというような、第三者の方の意見に従っていたということでございますので、これも第三者の情報を京都市の説明よりも優先していたという、考慮すべき背景bが見受けられると考えております。

また、この方につきましても、平成21年度以降につきましても、既に返還手続きをしていただいております。

次に審査番号の5でございます。借受者等との接点につきましては、平成21年7月以降に、借受者の親族の方を通じて連絡をお願いしておりましたけれども、保証人から連絡をいただけなかったということございまして、かつ、居所と住民登録地とが違うという、何らかの事情があったものでございます。

具体的な説明ができましたのは、保証人から連絡があり、平成22年4月に面談により説明しておりますけれども、これも3月末を既に経過していたということで、検討する実質的な時間がなかったという事由のA-1に該当すると考えております。更に、その後の手続状況を見てみますと、借受者がなぜ保証人に先に説明したのかということで家庭内でのトラブルが生じ、手続を進められないというような状況となっておりますので、これは事由A-2に該当すると考えております。

また、平成21年度以降分については、前向きに免除申請等を検討されておりましたが、所得の状況等もあり、現在のところ、申請手続はされてはおりません。

次に、審査番号6でございます。

借受者との接点につきましては、平成21年8月に保証人などと面談を致しましたが、その際に明確な反応がなかったということから、理解をされているのかどうか、不安な状況でございました。その後、何度訪問しても面談できず、意向が把握できない状況になったものでございます。

それで、具体的な説明ができた時点を見ますと、平成22年8月に、借受者の親族から連絡がございまして、再度面談の機会を設けることができ、意向を確認できた

いうことをごさいます。したがいまして、これも平成22年3月末の期限を既に経過しておりましたので、検討する時間がなかったという事由A-1に該当すると考えております。

そして、これまでの事情を親族にお聞きしましたところ、事情があつていずれの来客にもめったに対応しないとのことをごさいました。これは、個人の特殊な事情が見受けられ、時間的な配慮が必要な状況である事由A-2に該当すると考えております。

なお、平成21年度以降につきましても、既に免除申請をされているということをごさいます。

以上が、A-1とA-2に該当するパターンに属すると考える個別事例の説明をごさいます。

御審議のほど、よろしくお願ひ致します。

○安保委員長

1から6までについて先に審議させていただきますでしょうか。

○事務局

確認は個々にしていただく必要があると思いますが、説明だけを先にさせていただきますのでも構いません。

○安保委員長

説明だけ先に全部していただいたほうがいいように思いますが、田多委員、いかがでしょうか。

○田多委員

説明を先にしていただいた方がよいと思います。

○安保委員長

では、先に説明を全部していただけますでしょうか。

○事務局

分かりました。

では、次は事由 A-1 のみに該当するパターンに属すると考える事例となります。実質的な説明時期が遅れたというものに該当するものでございますが、審査番号の 7 から 12 になります。

まず、審査番号 7 でございます。借受者等との接点につきましては、平成 21 年 7 月に保証人と面談を行っておりますが、手続等についての詳細な説明はできなかったということでございます。その後、奨学金は給付であると説明してきたことと話が違うとして面談に応じていただけない状況になったものでございます。

具体的な説明ができた時点を見ますと、平成 22 年 6 月に保証人への面談のうへで説明ができたということでございます。これは組織の見直しに伴い担当者を 5 月に変更したという要件もございまして、対応いただけるようになったというものでございます。しかしながら、これも先ほど申し上げたように期限を過ぎているということで、検討する時間がなかったという事由 A-1 に該当すると考えております。

また、考慮すべき背景と致しましては、この間の事情をお聞き致しますと、当初の説明とは異なって返還を求められたことに不満を感じ、本市への不信感があったとのことでしたので、考慮すべき背景 a が見受けられると考えております。

なお、平成 21 年度以降分につきましては、既に免除申請をされ、決定をしているところでございます。

次に、審査番号 8 でございます。まず、借受者等との接点につきましては平成 21 年 5 月に保証人に面談をしておりますが、この際には、具体的な手続の説明などはできなかったというものでございます。その後、平成 15 年度以前貸与分は返還の必要はないという説明を受けていたのだから、手続はしないという考え方により、面談に応じていただけない状況になったものでございます。

具体的な説明ができた時点を見ますと、平成 22 年 8 月に保証人と面談のうへ、説明できたというものでございました。これにつきましては、保証人の親族を通じて新たに働きかけるという、少し工夫した対応が可能であったということにもよります。

しかしながら、既に期限を経過しておりましたので、検討する時間がなかったという事由A-1に該当すると考えております。

また、考慮すべき背景と致しましては、事情をお聞き致しますと、一方的な制度変更などに不満を感じていたということでございましたので、本市への不信感などから説明を聞いていただくことが困難な状況であったということがいえ、考慮すべき背景aが見られるというものでございます。

なお、この方につきましても、平成21年度以降分につきましては、返還手続の免除申請をされ、既に免除決定をしているものでございます。

次に、審査番号9・10でございます。

借受者等との接点につきましては、平成21年6月に連絡対象者と面談をし、具体的な説明は申請の締め切りが近づいてから再度するという話になっておりました。そのため、平成22年1月に連絡をとったところ、前回とは異なり、京都市の対応への不満をおっしゃり、納得がいかないということで、以後、話を聞いていただけなくなったものでございます。

具体的な説明ができましたのは、平成22年7月であり、連絡対象者から説明を求める連絡があったというケースでございます。それで、説明ができたわけですが、平成19・20年度返還分に関しましては、既に期限を過ぎておりますので、申請の検討をする時間がなかったという事由A-1に該当すると考えております。

また、考慮すべき背景と致しましては、これまでの事情をお聞き致しますと、本市の対応に対する強い不信感があったうえ、更に近縁者に制度変更に反対する者がいたため、その考えに従っていたということでございますので、本市に対する不信感があったという考慮すべき背景a、及び第三者の影響があったという考慮すべき背景bが見受けられたというものでございます。

平成21年度以降分につきましては、おひとりは在学を理由とする猶予を、もうおひとりは返還をいただくという見込みとなつてございます。

次に、審査番号の11・12でございます。まず、借受者等との接点につきましては、平成21年8月に借受者の親族に面談をすることができましたが、保証人との面談の際には、具体的な説明には至りませんでした。それ以後は、制度変更になん得できないということで、面談にも応じていただけない状況になったものでございます。

具体的な説明ができましたのは、平成22年8月ということで、これも担当者が替わったというような要因もございまして、保証人に面談のうえ説明できたものでございます。ただ、これも既に履行期限を過ぎていたため、検討する時間がなかったとの事由A-1に該当すると考えております。

また、考慮すべき背景と致しましては、これまでの事情をお聞き致しますと、第三者から返す必要はないと聞き、その考えに従っていた、あるいは一方的な制度の見直しなどに不満を感じていたということでございましたので、本市への不信感から説明を聞いていただくことが困難であったという考慮すべき背景a、及び第三者からの情報を優先してその影響を受けたという考慮すべき背景bというのが見られると考えております。

また、平成21年度以降分につきましても、免除申請をされ、決定をしているものでございます。

次に、事由A-1と事由Bとに該当すると考える最後のパターンでございます。これは、実質的な説明時期からみて、検討すべき期間が不足したこと及び制度の不理解があったことに該当するものでございます。

審査番号13でございます。借受者等との接点につきましては平成21年5月に保証人と面談を行っております。ただ、借受者に直接説明して欲しいということでございましたので、その際、詳細な説明ができませんでした。借受者に面談できたのは、平成21年11月ではございましたが、その際にも詳細な説明はできなかったということでございます。それ以後は、従前と説明が違うので納得がいけないということで、面談に応じていただけない状況になったものでございます。

具体的な説明ができたのは平成22年7月ということでございます。これは借受者の知人の方で返還に理解をいただいた借受者の方がいらっしゃり、その知人の方の働きかけもあったというようなことから、対応していただけるようになり、面談のうえ説明ができたというものでございます。しかしながら、履行期限を既に過ぎておりましたので、申請を検討する時間がなかった事由A-1に該当すると考えているものでございます。

これにつきまして事情をお聞きしますと、免除といっても結局は返さなければならぬと考えていたということで、免除の意味を十分御理解いただけてなかったということでございましたので、そのような重大な誤解をしていたという告知があったと受け止め、事由Bに該当すると考えております。

また、考慮すべき背景と致しましては、「まず返還しろ。」といった印象を持たれたため、話を聞く気になれなかったということでございますので、本市への不信感により対応が困難となった事情があるという、考慮すべき背景aが見受けられるというものでございます。

なお、平成21年度以降分につきましては、既に返還手続等をされ、免除決定をしているところでございます。

次に、審査番号14でございます。

借受者等との接点につきましては、平成22年1月に保証人と面会はできておりますが、実際に奨学金等の貸与申請手続をしたのは、保証人ではなく保証人の母であるので、母にその説明をして欲しいということで、その段階では詳細な説明はできていなかったものでございます。同日に保証人の母と面談したところ、奨学金等は給付されたものであり、返還の必要はないと聞いていたので、納得できないとして、具体的な話には至らず、その後については面談をしていただけなくなったという状況でございます。

具体的な説明ができましたのは、平成22年7月ということ、これも担当者が替

わったという要因もありまして、面談ができたものと考えております。しかしながら、これも履行期限を既に過ぎてからの説明になったわけでございますから、申請を検討する時間がなかったという事由A-1に該当すると考えております。事情をお聞き致しますと、免除とはどういうことか理解できていなかったということでございますので、制度を正確に理解できていなかったという告知があったと受け止め、事由Bに該当すると考えております。

更に考慮すべき背景と致しましては、「まず返還すべきだ。」という印象を持たれ、話を聞く気になれなかったということでございますので、本市への不信感等も含めての背景があったということで、考慮すべき背景aが見受けられるというものでございます。

なお、平成21年度以降分につきましては、返還手続等をされ、免除決定をしているということでございます。

最後でございますけれども、審査番号15でございます。借受者等との接点につきましては平成21年12月に借受者及び保証人とあわせて面談ができたわけでございますが、手続に関する具体的な説明はできなかったというものでございます。その後は、訪問を致しましても不在であり、連絡依頼文等を投函しておりましたが連絡はいただけないということでございました。具体的な説明ができた時点は平成22年8月でございます。督促状を郵送したところ、その反応として保証人から連絡があり、具体的な説明ができたものでございます。しかしながら、既に履行期限を過ぎていたということで、検討する時間がなかった事由A-1に該当すると考えているものでございます。

事情をお聞き致しますと、一度に非常に多くの内容を聞いたので、理解できず、何が 필요한のか、どうしたらよいのか、よく分からなかったということでございますので、制度を正確には理解していただけなかったという告知があったものと受け止めまして、事由Bに該当するのではないかと考えているものでございます。

考慮すべき背景としては、対応しなくても行政が何とかしてくれるから不利になるとは思わなかったということでございまして、長年にわたる同和行政による影響が感じられるものであり、それらが支障となっていたと受け止め、考慮すべき背景 a が見受けられると考えております。

なお、平成 21 年度以降分につきましては、既に免除等の申請をされ、免除決定をしております。

個別事例に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い致します。

○安保委員長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、審議は類型別にさせていただきたいと思います。

審査番号の 1 から 6 までで、御質問、御意見はございませんでしょうか。

○長谷川委員

先ほど、私が申し上げましたが、それぞれに家庭の事情がおありのようですので、事務局の提案のとおりでいいと思います。

それと、担当者が替わることにより新たに対応いただけることになるなどの効果がみられたと感じました。その他、相談する相手方となる第三者の方について、第三者の情報によって相談や申請を止めると判断するケースが多かったと思いますが、その第三者の方が相談や申請に前向きな方であればいいなという感想を持ちました。御本人さんと保証人だけでなしに、例えばその地域の御意見番というか、そういう方が相談する方にいらっしゃったのなら、そういう方も含めて働きかけることができれば有効かと思います。どうしても情報がクローズされている中での判断となりがちですので、そういう方に働きかける努力も必要だと思います。

○事務局

先ほどからも御説明致しているとおおり、行政に対する不信感というのがかなりありますので、行政の担当者が何度通っても、殻に閉じこもるといった状況が結構ござい

ます。そういう意味で、今おっしゃっていただいたように、地域の相談できる方がちょっとアプローチしていただくことによって、「ああ、そうだったのか。」という具合に、内容を理解できることもあるかと思しますので、そういった多方面からのアプローチというのを行っていきたいと思っております。

○事務局

御指摘がございましたように、第三者でお互いに気心が知れており、気持ちが変わるとなると、かなりの影響があるというのは、率直な感想でございます。ただし、どこまで可能かどうかという点では、プライバシーの問題もあり、行政からの第三者への直接的な働きかけは大変難しいのですけれども、いろいろな可能性については検討し、工夫していきたいと思っております。

○長谷川委員

今回説明のあった全件については、特別な事情を認める事由としては基本的に適当といえるものであり、大丈夫だと思いました。

○安保委員長

はい。では1から15まで、全部了承してよいということですね。

田多委員は、いかがでしょうか。

○田多委員

審査番号14について、最後の方の記述に、免除とはどういうことか理解ができなかったということが書いてあるのですが、やはり分かっているつもりで説明しておられても、聞いている方は、その時はずっと入っていても、後になると何のことか分からなくなることも多いと思います。思っている以上に丁寧に説明しないと分からないことがあると思いますので、後で理解しておられるかどうか、フォローのためのアプローチした方がよいのではないかなと感じました。

○安保委員長

この個別の案件を見ると、何かのきっかけというのが必要なのかなと思いました。

確信的な方もいらっしゃるかもしれませんが、督促とか催告とか、いろいろと取り組むことは、一定そういうきっかけにもなり得るのかなと思います。多分これらの借受者の方々も、事態が膠着状態で推移するという点については、本来的には心配されていたり不安に思われているでしょうし、借受者の方も何か解決したいという思いがベースにおありかと思しますので、解決をしたいと思われているベースを引き出すような、何かきっかけをつくっていただければと思います。また、この免除という言葉にしても、なかなか理解していただけない場合もあるということなので、申請していただかなければ何年度にはこれを幾ら返してもらわないといけないが、これを申請していただければ、この分が払わなくてもいいとか、具体的な数字で分かりやすくお示ししていただけているのでしょうか。

○事務局

具体的な数値による説明については、昨年の6月、7月以降の早い段階で、どの時期にどれだけ貸与したのか、また返還期間は何年度から何年度までであり、1年度当たりどのぐらいの返還額となっているのかという状況を御説明しております。

貸与額のすべてを返していただくというわけではなくて、一定の所得がある方については、返していただかなければいけないという趣旨をきっちり説明するため、経過も含めて、貸与及び返還の状況を御説明しております。ところが、先ほど、田多委員からも御指摘がございましたように、どうもお話を伺うと、免除という意味を正しく理解されてなくて、免除といっても結局は返さなければいけないと誤解されていたということでございます。私どもとしては、説明してお分かりいただけているのではないかと感じておりましたが、後で認識にずれがあったことが分かったという状況なのではないかと感じております。

○安保委員長

そうしましたら、審査番号1から15に関しては、特別な事情による返還猶予の取扱いをされることについて、承認していただくということによろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。

○安保委員長

次に、今後の進め方についてですが、先ほどの資料4の「4 監理委員会への付議の手続」のところで、これと同様の事例があった場合は、今後は事前審査を経ずに、事後に報告するよう取り扱うとなっております。この取扱いについて、ただ今、個別事例の説明も聞いていただいたわけですが、今後、これらと同様の事例があれば、事前審査ではなく、事後の報告という形で取り扱うということで、了承していただいでよろしいでしょうか。

○長谷川・田多委員

はい。

○安保委員長

では、4のところの同様の事例の場合は事後に報告していただくということについて、了承することとします。

以上をもちまして、第4回の会議を終了致します。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

○事務局

最後に、事務局から非公開部分の取扱いについて確認させていただきます。

先ほどから非公開ということで審議していただいておりますが、個別部分については、プライバシーに配慮しながらも、個人情報とはならない性質のものであれば、公開することで検討させていただきたいと思っております。了解事項の中では、了解されたという報告ができるとは思いますが、どういう審議がされたかは分かりませんので、プライバシーに配慮しつつ、できる限り、議事録を公開するという対応をさせていただきたいと思っております。

○安保委員長

審議の内容がブラックボックスというのも、透明性の確保の点で問題があるかと思
いますので、個人の特定につながらないような形で、例えば親族関係から特定でき
るとか、そういうことにならない形で、公表される内容については、細心の注意を払っ
ていただいたうえ、事情がよく分かる内容にしていきたいと思います。公表する
というのは、ネット上での議事録としてでしょうか。

○事務局

議事録，了解事項，特別な事情による猶予の事例について，ネット上で掲載させて
いただきたいと考えております。

○安保委員長

では、掲載に当っては、例えば親族関係など、特定できそうなものがあると思いま
すので、デフォルメし過ぎると全く何のことか分からないという悩みもありますが、
そのところは注意いただいて、事務局のほうでまとめていただくということで、よ
ろしいでしょうか。

○事務局

具体的に特定されるような形にはならないように表現を工夫させていただきたいと
思います。

○長谷川委員

その辺は細心の注意をいただいて、オープンにさせていただいてはいかがですか。

○安保委員長

それでよろしいでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

本当に、長時間にわたりまして、御熱心な御議論、本当にありがとうございました。

御指摘いただいた点に留意致しまして、進めていきたいと思いますので、よろしく
お願い致します。

本日は、本当にありがとうございました。